

鈴鹿市景観設計の手引き

鈴鹿市

目 次

はじめに	1
第1章 景観に配慮した建築行為等の計画・設計の進め方.....	2
第2章 周辺の景観資源調査.....	4
第3章 景観類型別の景観形成基準.....	6
1 景観類型の把握.....	6
2 景観形成基準の解説.....	8
<景観上の配慮事項の一覧>.....	10
ア 配置・規模.....	12
イ 形態・外観.....	20
ウ 色彩.....	26
エ 素材.....	32
オ 緑化.....	34
カ その他.....	41
土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)	46
土石の採取又は鉱物の掘採.....	50
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積.....	52
第4章 景観チェックシート.....	54
第5章 景観法の届出制度の解説.....	107
1 届出対象行為（地区別景観づくり計画区域を除く市全域対象）	107
2 届出の流れ.....	112
3 必要な図書等.....	114
【解説】 色彩ガイドライン.....	119
【資料】 届出書の様式等.....	147

はじめに

鈴鹿市景観計画において、次の計画の理念と目標を定め、市民・事業者・行政・設計者等が手を携えて鈴鹿らしい景観を守り育てていきたいと考えています。

鈴鹿市景観計画の理念と目標

- 理念 “鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり
- 目標 ①自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
②住みやすいまち，住んでみたいまち，訪れてみたいまちを創造する景観づくり
③市民が主役の景観づくり

その実現に向かって、市民一人ひとりが建築行為等^{*}を行っていくときに、景観上の配慮をしながら計画を進めていくことが『“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり』への着実な一歩になると考えています。そのための指針として本手引きをとりまとめました。

本手引きは、市民・事業者・行政・設計者等が建築行為等の計画・設計を行うに当たって、その手順の例を示すとともに、景観設計のポイントを「景観形成基準」に沿って解説を行い、具体的な配慮の内容を事例に合わせて紹介するものです。

なお、本手引きは、建築行為等の計画・設計を行うに当たっての手引き書ですが、市民の方々の住んでいるまちの景観を考えるヒントが盛り込まれています。

みなさんの住んでいるまちの景観資源を見つけ、鈴鹿らしい景観を一緒に考えていきましょう。

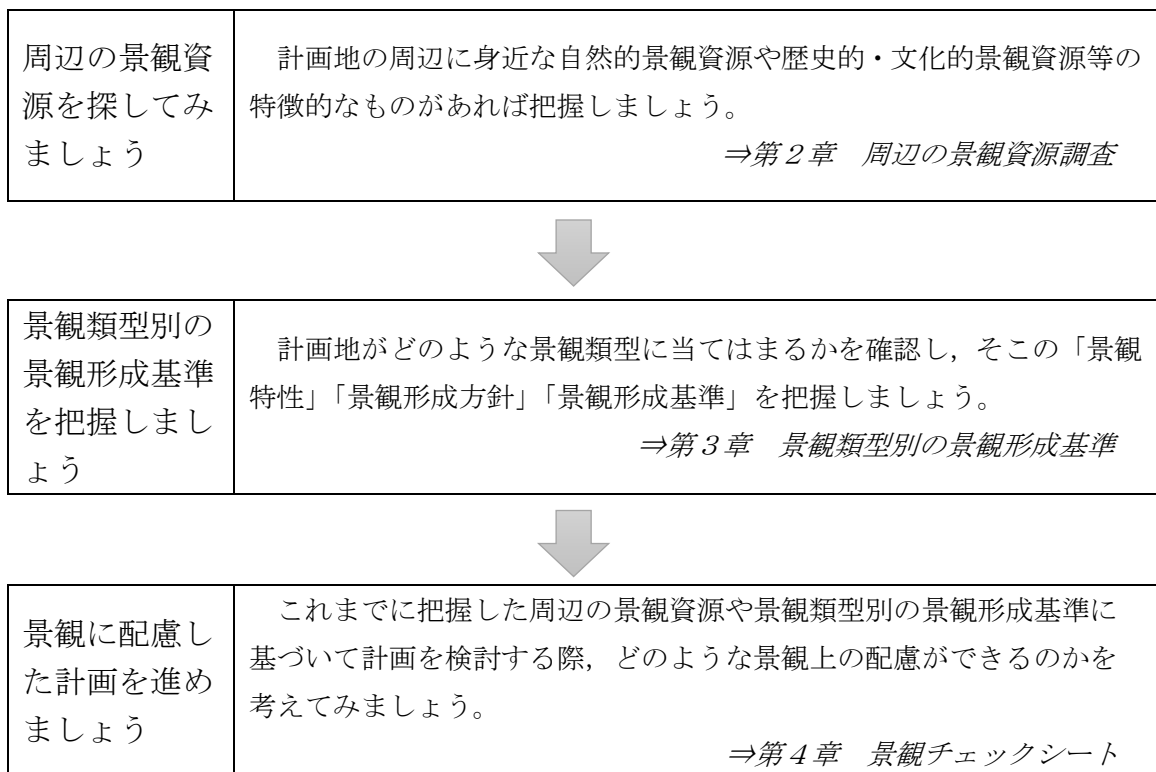
※建築行為等 次に掲げるものをいいます。

- ・建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の新築，新設，増築，改築又は移転
- ・建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替
- ・建築物等の色彩の変更
- ・土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積

第1章 景観に配慮した建築行為等の計画・設計の進め方

建築行為等の計画の際には次の内容を把握しながら進めていくことが大切です。以下の内容に留意しながら当該行為等の計画・設計を進めてみましょう。

(1) 次のステップに基づいて当該行為等の計画・設計を進めてみましょう。



(2) 景観法の届出の有無について確認してみましょう。

景観法の届出 対象行為に該 当するか確認 しましょう	大規模な建築行為等は景観法に基づく届出が必要となり、景観形成 基準に適合する必要がありますので、計画している建築行為等が届出 対象行為に該当するか確認しましょう。 ⇒第5章 景観法の届出制度の解説
-------------------------------------	---



計画段階から 事前相談を行 いましょう	計画の熟度の低い段階から、届出者と市との間で協議調整を行いなが ら、鈴鹿らしい景観の魅力向上に努めていきましょう。 そのため、計画段階から条例に基づく事前相談を行っていく必要があ りますので、このことを念頭に計画・設計を進めていきましょう。 ⇒第5章 景観法の届出制度の解説
---------------------------	---

第2章 周辺の景観資源調査

鈴鹿らしい景観の形成を考える際に留意すべき事項は地域によって異なるため、計画地の周辺に身近な自然的景観資源や歴史的・文化的景観資源等の特徴的なものがあれば把握しましょう。

景観デザインを考える上で、計画地の周辺の景観特性やこれらの身近な景観資源を活用することは非常に重要です。

そのため、計画地の周辺のまち歩き調査（半径150m～200mの範囲内）を行い、身近な景観資源を把握しましょう。例えば、以下のようなものがないか探してみましょう。

※景観資源の種類

景観資源の種類	具体的な内容（例）
自然的景観資源	<input type="checkbox"/> まとまった里山・樹林地 <input type="checkbox"/> 樹姿・樹勢の優れた樹木 <input type="checkbox"/> 一団の優良な農地（水田地・茶畑・サツキ畑など） <input type="checkbox"/> 見晴らしの良い場所 <input type="checkbox"/> 河川・水路・ため池等の水辺
歴史的・文化的景観資源	<input type="checkbox"/> 古くからの既存集落 <input type="checkbox"/> 古くからある建築物（民家） <input type="checkbox"/> 寺社・仏閣 <input type="checkbox"/> 古民家 <input type="checkbox"/> 歴史を感じさせる道標やほこら <input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事・イベント <input type="checkbox"/> 季節の風物詩
都市的景観資源	<input type="checkbox"/> 地区計画などによる計画的な住宅開発団地 <input type="checkbox"/> 商店街 <input type="checkbox"/> 大規模商業施設 <input type="checkbox"/> 大規模工業施設 <input type="checkbox"/> 公園緑地 <input type="checkbox"/> 街路樹 <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 教育施設

第3章 景観類型別の景観形成基準

1 景観類型の把握

本市の景観計画では、地形や土地利用による景観特性をもとに、自然的景観特性から「鈴鹿山脈及び山麓」、「丘陵地」、「平野部水田地」、「里山水田地」の4類型に区分し、これに鈴鹿川以東の平野部を中心に形成される市街地から「住宅地」「商業地」「工業地」の3類型の要素を加え、市域を全7類型に区分しています。(次のページにある「景観類型図」を参照してください。)

また、これらの景観類型に重なる、市の個性的景観を保全・創出するため特に重要な部分について、下表のように、市の個性を彩る景観軸・拠点を景観類型として設定しています。(次のページにある「景観類型図」を参照してください。)

表 市の個性を彩る景観軸・拠点

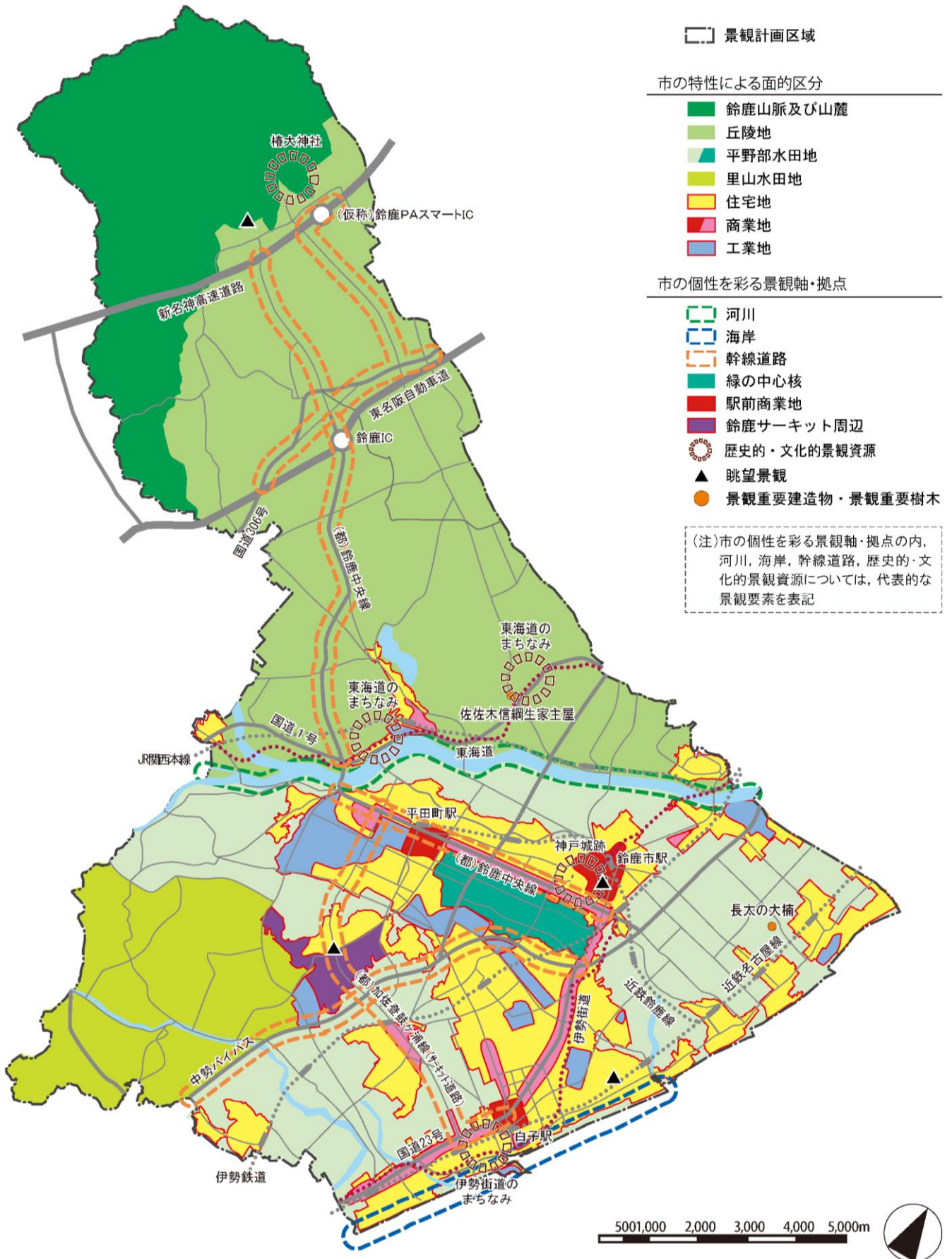
景観の類型		土地利用方針図のゾーン分類等
景観軸	①河川※	一級河川・二級河川
	②海岸※	伊勢湾
	③幹線道路※	主要幹線道路（国土軸，広域幹線軸及び地域幹線軸）
景観拠点	①緑の中心核	緑の中心核（通称：セントラルグリーン）
	②駅前商業地	商業ゾーン
	③鈴鹿サーキット周辺	スポーツ・レクリエーションゾーン
	④歴史的・文化的景観資源※	東海道，伊勢街道，地域のシンボルとなる文化財（国・県・市指定文化財），椿大神社，神戸城跡，景観重要建造物，景観重要樹木，登録・認定地域景観資産
	⑤眺望景観	海のみえる岸岡山緑地，桃林寺，鈴鹿サーキットの交差点付近，市役所展望ロビー

※景観軸（①河川，②海岸，③幹線道路）の影響範囲：周囲100メートル以内の区域

景観拠点（④歴史的・文化的景観資源）の影響範囲：周囲50メートル以内の区域

これらの景観類型別に景観特性が整理されています（鈴鹿市景観計画第3章2 景観類型別の方針P. 19～35）ので、計画地がどのような景観類型に当てはまるかを確認し、景観特性，景観形成方針，景観形成基準を把握しましょう。

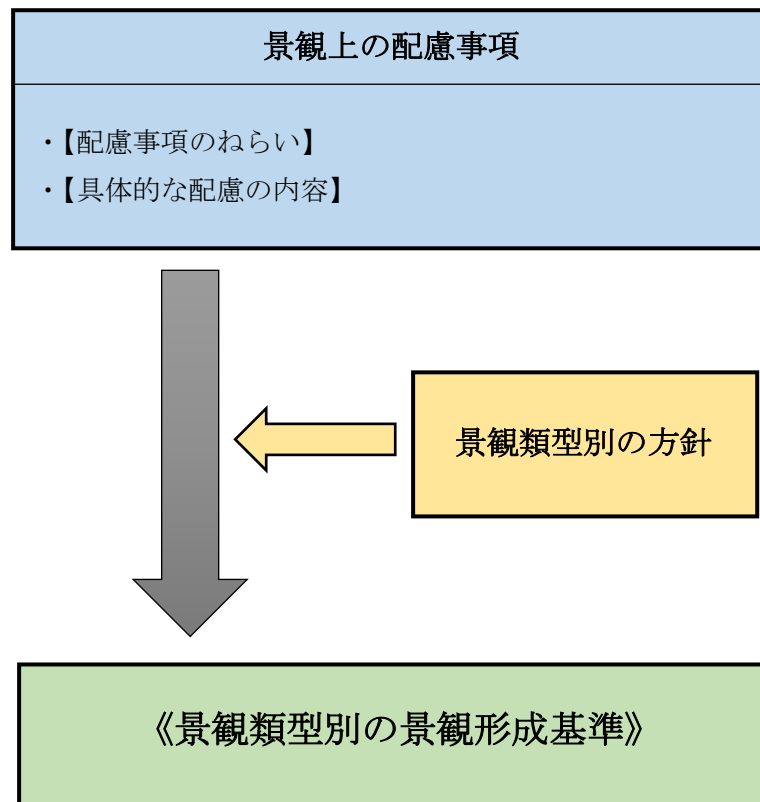
【景観類型図】



2 景観形成基準の解説

景観類型別の景観形成基準を設定するに当たって、「景観上の配慮事項」を定めています。景観類型別の景観形成基準は、その「景観上の配慮事項」をもとに、「景観類型別の方針」に応じて設定しています。

【体系図】



※【解説】

■ 配慮事項のねらい

「景観上の配慮事項」の目的や趣旨を解説しています。

■ 具体的な配慮の内容

「具体的な配慮の内容」については、イラストや事例写真等を用いながら、具体的に配慮していただきたい内容を分かりやすく例示しています。

■ 景観類型別の方針

鈴鹿市景観計画P. 19～35に記載していますので、参考にしてください。

なお、景観形成基準は、次のとおり遵守事項と協議事項から成り立っています。

◎遵守事項 (定量的基準)	良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう、景観形成上遵守すべき基準
○協議事項 (定性的基準)	質の高い景観を形成するよう、景観形成上協議調整すべき事項

＜景観上の配慮事項の一覧＞

景観上の配慮事項		ページ
建築物・工作物		
ア 配置・ 規模	a) 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	P. 12
	b) 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	P. 14
	c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	P. 16
	d) 文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	P. 18
イ 形態・ 外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	P. 20
	b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	P. 22
	c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	P. 24
ウ 色彩	a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。（以下は省略）	P. 26
	b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	P. 28
エ 素材	a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	P. 32
オ 緑化	a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	P. 34
	b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	P. 37
	c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	P. 39
カ その他	a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	P. 41
	b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	P. 43
	c) 既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	P. 45

土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	
a) 地形や在来の樹木など，地域本来の自然的景観を尊重し，活かすよう工夫すること。	P. 46
b) 擁壁は，できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。	P. 48
土石の採取又は鉱物の掘採	
a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう，位置や方法を工夫すること。	P. 50
b) 採取または掘採後は，緑化等により，できる限り速やかに景観の復元を図ること。	P. 51
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積	
a) 道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに，整然とした堆積に努めること。	P. 52

ア 配置・規模

<景観上の配慮事項>

a) 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。

【配慮事項のねらい】

本市の自然的景観の特徴である鈴鹿山脈の山なみや広がりのある田園風景などとの調和を図るため、建築物などの高さの抑制や、敷地にゆとりを持たせた配置などの配慮を行うことが必要です。



建築物の壁面後退とともに、境界部分に緑を多く配置して周辺景観との調和を図っている。

【具体的な配慮の内容】

● 周辺の高さとの調和

- ・ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。
- ・ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。



背景となる山なみや里山の稜線を遮る高さは、周辺景観の阻害要因となる。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
丘陵地	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
平野部水田地	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
里山水田地 住宅地 商業地 工業地	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
河川	建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
海岸	建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。

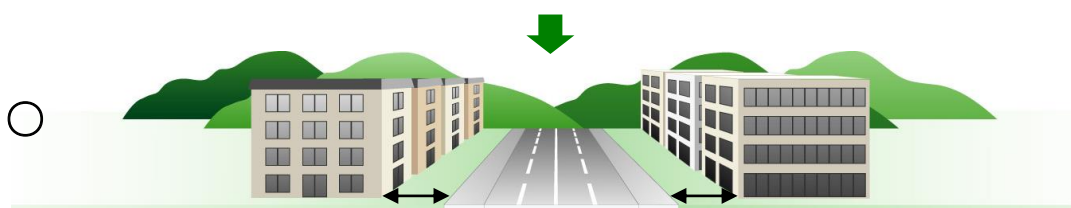
【具体的な配慮の内容】

●規模の大きさを緩和させるようなゆとり

- ・ 田園など景観に広がりのある地域において、幹線道路に面する敷地では、周辺の景観と調和するため、できる限り壁面を後退させる。



幹線道路に面して建築物が建てられた場合、道路から見える広がりのある景観が阻害される。



建築物の壁面を幹線道路から後退させることで、周辺と調和したゆとりある景観が保たれる。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
幹線道路	田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。

ア 配置・規模

<景観上の配慮事項>

b) 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。

【配慮事項のねらい】

低層の建築物が大半を占める地域において、マンションなどの高い建築物は、周辺のまちなみとの違和感を生じたり、周囲に圧迫感を与えたりするおそれがあります。このため、それらを緩和するように、建築物の見え方を工夫することが必要です。



建築物の高層部を敷地境界から後退させることで、周辺のまちなみとの違和感や圧迫感を緩和している。

【具体的な配慮の内容】

●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和

- 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。
幹線道路	高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。

【具体的な配慮の内容】

●建築物の分節化による規模の緩和

- ・同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。



一戸建てが大半を占める住宅団地の中で、集合住宅を分節化することでボリューム感を低減し、周辺との調和を図っている。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。

ア 配置・規模

<景観上の配慮事項>

c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置，規模とすること。

【配慮事項のねらい】

山や高台からの俯瞰^{ふかん}景観や水辺や市街地からの仰瞰^{ぎょうかん}景観，交通量の多い道路からの眺望など，主要な視点場からの眺望を妨げないように，近景，中景，遠景への影響を考慮して，建築物などの配置や規模を工夫することが重要です。



本市の代表的な眺望景観の一つである桃源寺からの景観

【具体的な配慮の内容】

● 主要な視点場からの眺望の確保

- ・ 主要な視点場から見える眺望を遮らないように，建築物及び工作物の規模，高さに配慮する。



海岸沿いの眺望を阻害しないよう，松並木を遮らない高さに抑えられている。(写真中央の建築物)

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
幹線道路	携帯電話基地局の設置場所は，幹線道路沿いを避けて配置する。
眺望景観	建築物・工作物は，主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。

【具体的な配慮の内容】

●背景となる自然的景観資源への眺望の確保

- ・山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。



分棟化などにより、背後の山なみの眺望が確保されている。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
丘陵地	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
平野部水田地	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
里山水田地 住宅地 商業地 工業地	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
河川	対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。
海岸	長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。

ア 配置・規模

<景観上の配慮事項>

d) 文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。

【配慮事項のねらい】

樹木やまちなみなどがその地域特有の自然や歴史・文化を醸し出すなど、地域の景観を特徴づけている場合、それらの景観資源を守り育てる配慮が必要です。



旧街道沿いのまちなみなど歴史的景観に配慮した景観づくりが行われている。

【具体的な配慮の内容】

●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮

- ・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。



地域のシンボルとなる巨木の周辺に大規模な建築物が立地すると、その貴重な景観は大きく損なわれる。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
河川	建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。
海岸	大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。
歴史的・文化的景観資源	建築物・工作物は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。

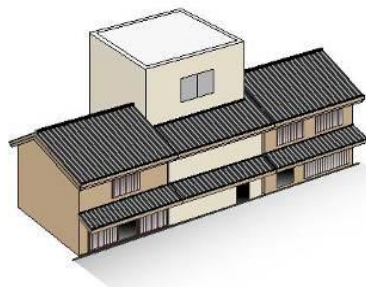
【具体的な配慮の内容】

●まちなみの連続性の維持

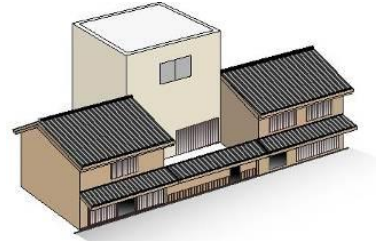
- ・周辺に歴史的まちなみなどが残っている場合には、壁面の位置を揃えたり塀を設置したりして、連続性を確保する。



歴史的な雰囲気が残る旧街道沿いのまちなみ



低層部を周辺のまちなみに揃える。



建築物全体を道路から後退させ、まちなみと調和した塀を設置する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
歴史的・文化的 景観資源	建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。

イ 形態・外観

<景観上の配慮事項>

a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。

【配慮事項のねらい】

地域の景観には周辺の山なみや敷地の地形的変化などの自然的特性や、歴史・文化に根ざした様々な個性があります。これらの個性をうまく形態や外観に取り入れるなど、周辺の自然などとの調和に配慮することが重要です。



伊勢国分寺の屋根の形状をイメージし、鈴鹿山脈の山なみとの調和を図るため、三角屋根のデザインとしている。

【具体的な配慮の内容】

● 周辺景観に調和するような屋根形状

- ・ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。



勾配屋根を用いるなど形態の工夫により、背景の山なみと調和している。



屋根形状の工夫により、周辺の自然的景観と調和している。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

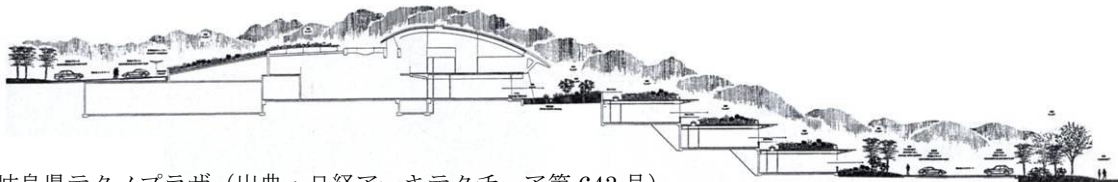
景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。
丘陵地	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。
平野部水田地	建築物は、後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど、田園景観と調和した屋根形状とする。

景観類型	景観形成基準
里山水田地	建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。
河川	建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。
海岸	建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。

【具体的な配慮の内容】

●地形との一体性に配慮した形態、外観

- ・建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。



岐阜県テクノプラザ（出典：日経アーキテクチャ第 643 号）

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓 丘陵地 平野部水田地 里山水田地 河川 海岸	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。

イ 形態・外観

<景観上の配慮事項>

b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。

【配慮事項のねらい】

歴史的まちなみなど、特に守り育てたい景観がある場合には、地域景観を阻害しないだけでなく、積極的に歴史的まちなみなどの地域の景観を演出し、にぎわいを演出する視点も必要です。

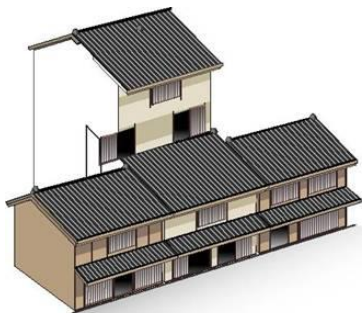


勾配屋根の採用やバルコニーの修景などにより、周辺のまちなみと調和を図っている。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的まちなみを持つ形態特性の活用

- 歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇^{ひさし}、格子などのデザイン要素を活かす。



建築物全体に瓦など周辺のデザイン要素を取り入れる。



低層部に格子や瓦など周辺と調和したデザインを取り入れてまちなみの連続性を確保する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
歴史的・文化的景観資源	建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れて歴史的まちなみの連続性を確保する。

【具体的な配慮の内容】

●市街地の地域特性に配慮した空間演出

- ・市街地では，うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など，ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。



建築物の配置を工夫し，オープンスペースを確保することで，ゆとりや開放感を創出する。

低層部にショーウィンドウを設けて，賑わいを演出する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
住宅地	<p>建築物は，勾配屋根を採用するなど，統一感を持ったスカイラインを形成する。</p> <p>建築物の配置を工夫し，オープンスペースを確保することで，うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など，ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。</p>
商業地 工業地	<p>建築物の配置を工夫し，オープンスペースを確保することで，うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など，ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。</p>
駅前商業地	<p>建築物は，建築物の相互の協調により，地域の特色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。</p> <p>低層部は，商業施設で構成するとともに，明るく開放的なデザインとするなど，にぎわいが感じられる景観を形成する。</p> <p>ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより，賑わいのある魅力的な街路景観を形成する。</p>

イ 形態・外観

<景観上の配慮事項>

c) 外壁や屋上に設ける設備，屋外階段，ベランダなどは，できる限り煩雑にならないよう，デザインや設置場所を工夫すること。

【配慮事項のねらい】

建築物に付帯する屋外階段，ベランダ，空調や電気等の設備は，建築物本体と一体性がないと煩雑さを感じ，まとまりのない景観となりかねません。そのため，建築物と一体的にデザインする，屋外設備について道路などから目立ちにくい部分に設置するなどの工夫が大切です。



屋上の設備を飾り屋根で覆い，建築物に取り込んでいる。

【具体的な配慮の内容】

●屋外階段の意匠の配慮

- ・屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には，建築物本体と同系色にする，本体と同系統のルーバーで覆うなどして，全体的に統一感のあるデザインとする。

屋外階段などを建築物と一体的にデザインしている。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には，屋外階段は，建築物と一体化したり，ルーバーで覆うなど，全体的に統一感のあるデザインにする。

【具体的な配慮の内容】

●屋外設備を目立たせない配慮

- ・給水塔，空調室外機，電気メーターなどは，計画段階で景観に配慮した配置とし，必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。
- ・主要な視点場からの眺望を妨げないように，屋上の設備などの見え方に配慮する。
- ・給水管，電気配線，ダクトなどが，やむを得ず露出する場合は，壁面と同系色とする，植栽やルーバーで覆うなど，できる限り目立たないように工夫をする。



空調室外機等に囲いを設けて目立たないようにしている。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	建築設備は，建築物と一体化したり，囲いを設けたり，植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり，道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど，整然としたまちなみを形成する。 屋根や屋上の建築設備，広告物は，建築物と一体的なデザインとするなど，統一感を持ったスカイラインを形成する。

ウ 色彩

<景観上の配慮事項>

- a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。

【外観に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）】

使用する色相	使用可能な彩度
R, YR, Yの場合	6以下
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下

【配慮事項のねらい】

建築物等の色彩が景観に与える影響は大きく、周辺のまちなみや自然景観と大きく異なる色を用いると、周辺から浮き上がって見え、違和感を与えます。今後、市民による景観づくりを推進する上で、現状よりも著しく景観を悪化させないため、高彩度色など周辺から突出する色彩の使用を規制するものです。

《景観類型別の景観形成基準》 ◎遵守事項

景観類型	景観形成基準						
市全域	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下
使用する色相	使用可能な彩度						
R, YR, Yの場合	6以下						
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下						

【参考】大規模建築物の色彩シミュレーション①

実際の写真では、住宅地に隣接する大規模建築物の壁面に落ち着いた色彩が使用されており、住宅地の良好な景観が保たれています。

一方、下の写真はCG（コンピュータグラフィックス）で壁面を派手な色彩に変えてみたものですが、大規模建築物にこのような色彩が用いられると、周辺の良好な景観が損なわれてしまいます。



実際の写真

大規模建築物の外壁色が、周辺の良好な住宅地景観と調和している。



CG

大規模建築物の外壁色に、周辺から突出した色彩が用いられると、周辺の良好な景観が損なわれてしまう。

ウ 色彩

<景観上の配慮事項>

b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。

【配慮事項のねらい】

高彩度色の使用を避けるだけでなく、周辺景観の特性に応じた色彩の調和への配慮が重要です。特に山なみや田園、歴史的まちなみなど良好な景観が形成されているところでは、それらの景観に溶け込むような色彩の使用が大切です。

また、市街地においても、周辺に多く用いられる色彩と類似した色彩を使用することで、全体としてまとまりある景観が創出できます。



周辺の自然的景観との調和も図りながら、類似した明るい色彩で統一され、まとまりのある工業地景観となっている。

【具体的な配慮の内容】

●周辺の景観と調和した色彩の使用

- ・周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
- ・建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドライン（→P. 119）に示す推奨色を使用する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。
	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。

景観類型	景観形成基準														
鈴鹿山脈及び山麓 丘陵地 平野部水田地 里山水田地 河川	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1" data-bbox="392 645 1404 869"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2. 5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下		
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲													
Rの場合	5～8程度	2程度以下													
Y R～2. 5 Yの場合		3程度以下													
その他の場合		2程度以下													
住宅地	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1" data-bbox="392 1160 1404 1429"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R～2. 5 Yの場合</td> <td rowspan="4">5～9程度</td> <td>4程度以下</td> </tr> <tr> <td>2. 6 Y～1 0 Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P Bの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2. 5 Yの場合	5～9程度	4程度以下	2. 6 Y～1 0 Yの場合	2程度以下	B～P Bの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲													
R～2. 5 Yの場合	5～9程度	4程度以下													
2. 6 Y～1 0 Yの場合		2程度以下													
B～P Bの場合		2程度以下													
その他の場合		1程度以下													
工業地	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1" data-bbox="392 1615 1404 1883"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="4">6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2. 5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P Bの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	Y R～2. 5 Yの場合	3程度以下	B～P Bの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲													
Rの場合	6～9程度	2程度以下													
Y R～2. 5 Yの場合		3程度以下													
B～P Bの場合		2程度以下													
その他の場合		1程度以下													

ウ 色彩

景観類型	景観形成基準										
海岸	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1" data-bbox="395 656 1401 875"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。</p>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
Rの場合	5～9程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		2程度以下									
歴史的・文化的景観資源	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1" data-bbox="395 1171 1278 1391"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周囲との調和に配慮する。</p>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	1程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
Rの場合	2～7程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		1程度以下									

【具体的な配慮の内容】

●アクセント色の使用に対する配慮

- ・アクセント色を使用する場合には、外観に使用する他の色彩（基調色）との調和や、使用する量のバランスを工夫する。
- ・商業地などでは、低層部などにアクセント色を活用するなどまちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。



ダークブラウンを統一してアクセント色に使用することで、一体感を演出している。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
商業地	建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。

エ 素材

<景観上の配慮事項>

- a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。

【配慮事項のねらい】

外壁などに用いる素材は、建築物全体のイメージに大きな影響を及ぼします。周辺の建築物等と同質の素材を使用するなど周辺の景観と調和させるほか、汚れにくい素材や耐久性の高い素材、また、時間とともに趣がでる素材などを使用することが大切です。



集落の伝統的な建築形態を引き継いでいる。

【具体的な配慮の内容】

●周辺の景観との調和への配慮

- ・自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。
- ・歴史的なまちなみや集落などでは、伝統的に使用されてきた素材を使用する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓丘陵地 平野部水田地 里山水田地 河川 海岸	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
歴史的・文化的景観資源	建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。

【具体的な配慮の内容】

●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用

- ・タイル，石材，硬質の木材など，耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
- ・劣化や汚れの防止のため，できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	建築物の素材は，耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は，劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。

オ 緑化

<景観上の配慮事項>

- a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。

【配慮事項のねらい】

敷地内に樹木などの緑を配置することで、建築物などの圧迫感を軽減するとともに、景観にゆとりやうるおいを演出することができます。緑化樹種の選定にあたっては、地域の景観や気候条件、土壌条件を把握し、周辺の樹木との調和に配慮することも大切です。



敷地外周部の柵を敷地境界から後退させ、歩道と一体的な緑化により、ゆとりとうるおいのある景観を創出している。



駐車場内に樹木を配置することで、うるおいのある景観を演出している。

《景観類型別の景観形成基準》 ◎遵守事項

景観類型	景観形成基準
市全域	建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。

【具体的な配慮の内容】

●緑化の位置についての配慮

- ・緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。

【具体的な配慮の内容】

●周辺のまちなみと調和した緑化

- ・歴史的まちなみや地域の緑地環境など、地域の持つ個性的な景観との調和に配慮して緑化する。

歴史的まちなみと調和した庭木で緑化されている。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
歴史的・文化的 景観資源	歴史的まちなみに調和した緑化を行う。

オ 緑化

【具体的な配慮の内容】

●地域の気候、風土への配慮

- ・植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。

【具体的な配慮の内容】

●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮

- ・高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とにならないよう配慮する。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。

【具体的な配慮の内容】

●周囲への圧迫感を軽減する緑化

- ・大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。

<景観上の配慮事項>

b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。

【配慮事項のねらい】

大規模商業施設や工場の緩衝緑地帯などは、その面積の大きさから植栽方法で地域のイメージに大きな影響を及ぼします。このため、緑の量だけでなく、周辺住民などに親しまれる質の高い緑の確保が望まれます。



工場の外周部において、開放的な緑化を行うことでうまいある景観を創出している。

【具体的な配慮の内容】

●大規模商業施設における緑化の配慮

- ・大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。



周囲の歩道に緑陰をもたらす植栽や季節が感じられる落葉樹を主体とした緑化がなされている。



《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。

オ 緑化

【具体的な配慮の内容】

●大規模工業施設における緑化の配慮

- ・工場の緩衝緑地帯は，常緑樹を主体とした場合，周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため，配置や組み合わせを工夫することで，できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。



常緑樹が主体であるが，手前に芝を配置し高木の植栽を奥に控えているためオープンなイメージが確保されている。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	大規模工業施設では，敷地外周部（緩衝緑地帯）に，高木，中木，低木をバランスよく配置するとともに，法面がある場合は，低木や芝による緑化を図るなど，開放的で明るさが感じられる景観を形成する。

＜景観上の配慮事項＞

c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。

【配慮事項のねらい】

樹木の成長には、長い時間がかかることから、伐採について十分に検討することが必要です。樹姿または樹勢の優れた樹木は、地域の景観資源となっていることが多く、建築等をする際には、それらを保存し、活かすことで地域の良好な景観を引き継いでいくことが大切です。



海岸沿いの松を残して建築物を配置することで、松並木の保全を図っている。

【具体的な配慮の内容】

● 樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮

- ・ 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。
- ・ 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。



地域の歴史を感じさせる松の古木が保存されている。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
海岸	敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。

オ 緑化

【具体的な配慮の内容】

●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮

- ・樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。

＜景観上の配慮事項＞

- a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。

【配慮事項のねらい】

建築物などに附属して設けられる屋外駐車場は、アスファルト舗装などが大きな面積を占めることが多く、うるおいの感じられない景観となりがちです。このため、安全上支障のない範囲で、道路、公園などの公共の場所から駐車場内を見通せないように工夫することが重要です。



屋外駐車場と敷地境界の間に植栽スペースを確保している。

【具体的な配慮の内容】

●沿道にうるおいを演出する配慮

- ・人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。



駐車場の出入口を絞り、通り沿いを緑化している。

●周辺のまちなみとの調和への配慮

- ・周辺のまちなみとの調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。



駐車場の前面に、歴史的なまちなみと調和した門を構えている。

カ その他

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	<p>駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。</p> <p>立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。</p>
住宅地 商業地 工業地 歴史的・文化的 景観資源	<p>駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。</p>

＜景観上の配慮事項＞

b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。

【配慮事項のねらい】

夜間の屋外照明は、安全上必要であるとともに、賑やかさを演出するなど美しい夜間景観をつくります。しかし、過剰な光が散乱するなど、照明方法が適切でない場合は、周辺に不快感を与えることがあるため、周辺の景観への配慮が大切です。

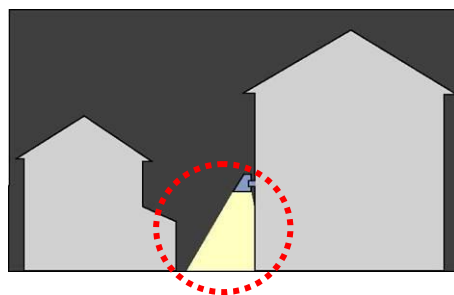


鈴鹿サーキット観覧車のライトアップ

【具体的な配慮の内容】

●過剰な光が周囲に散乱しないような配慮

- ・ 過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。
- ・ 夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。



適切な照明の配置や向きなどにより、過剰な光の散乱を防止

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。

【具体的な配慮の内容】

●景観特性に調和した照明の配慮

- ・地域の景観特性に応じた照明方法により，趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。



住宅地における落ち着いた照明の例



歴史的まちなみと調和した趣のある照明の例（他市）

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	景観特性に応じた照明方法により，趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。

<景観上の配慮事項>

c) 既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。

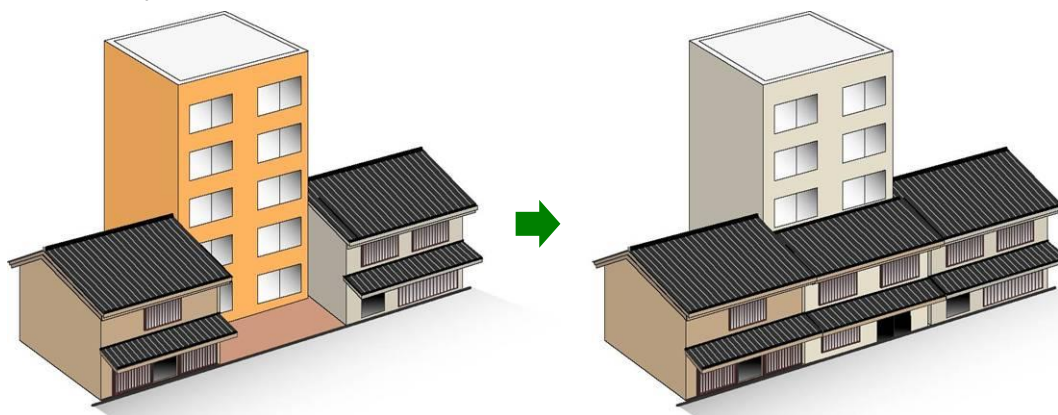
【配慮事項のねらい】

既存の建築物などが周辺の景観と調和していない場合には、増築や改築などを行う際に、既存の建築物などについても外観の色彩を塗り替えるなど、全体としてまとまりがあるように修景することが大切です。

【具体的な配慮の内容】

●既存建築物の外観変更

- ・周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観，色彩，素材などを修景する。



既存の建築物が周辺のまちなみと調和していない。

周辺と調和した増築に併せて、既存の外壁塗り替えにより、まちなみが整う。

●緑化などによる既存建築物の遮へい

- ・増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいする。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観，色彩，素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

＜景観上の配慮事項＞

- a) 地形や在来の樹木など，地域本来の自然的景観を尊重し，活かすよう工夫すること。

【配慮事項のねらい】

大規模な土地の形質の変更などは，地域の自然的景観に多大な影響を及ぼすことから，現況の地形などが持つ地域固有の景観をできる限り阻害しないことが大切です。



以前から存在した緑地を保全修景し，良好な自然的景観を創出している。

【具体的な配慮の内容】

●地形の尊重

- ・段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い，できる限り造成量を減らす。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	造成に際しては，現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。
歴史的・文化的景観資源	歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。

【具体的な配慮の内容】

●良好な樹木，水辺などの保全

- ・行為地内に良好な樹木，水辺などがある場合には，公園緑地に取り込むなど，できる限り既存の資源の保全に努める。
- ・樹木をそのまま保存することができない場合には，公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	行為地内にある良好な樹木，水辺を適切に保全することにより，良好な景観を維持する。

【具体的な配慮の内容】

●周辺景観と調和した緑化

- ・法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。



周辺の樹種で法面を緑化した事例
(出典：全国SF緑化工法協会HP)

【具体的な配慮の内容】

●法面勾配の緩和

- ・勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

<景観上の配慮事項>

b) 擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。

【配慮事項のねらい】

一般にコンクリートがむき出しの擁壁は無機質で、自然的景観の中では違和感を生じ、市街地では周囲に威圧感や圧迫感を与えます。このため、できる限り周囲の景観になじませるような工夫が必要です。



無機質なコンクリート擁壁をツル性植物で緑化し、景観的影響を緩和している。(他市)

【具体的な配慮の内容】

●擁壁の修景

- ・ 景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。
- ・ 擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
鈴鹿山脈及び山麓丘陵地 平野部水田地 里山水田地 河川 海岸	擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
住宅地 商業地 工業地	擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

【具体的な配慮の内容】

●長大な擁壁の分割

- ・やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。

土石の採取又は鉱物の掘採

<景観上の配慮事項>

a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。

【配慮事項のねらい】

土石の採取や鉱物の掘採は、地肌の露出などにより良好な自然的景観を阻害するおそれの多い行為であるため、景観への影響をできる限り和らげる配慮が大切です。

【具体的な配慮の内容】

●採取、掘採を行う場所の工夫

- ・道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。
- ・地肌を大規模に露出させないように、採取や掘採する場所を分割する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。

【具体的な配慮の内容】

●周辺緑化による遮へい

- ・採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。

<景観上の配慮事項>

b) 採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。

【配慮事項のねらい】

採取や掘採の跡地は、できる限り以前の景観に復元するよう努める必要があります。そのため、緑化等に当たっての周辺植生との調和に配慮するとともに、速やかに復元への早期着手を求めるものです。

【具体的な配慮の内容】

●速やかな緑化

- ・できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。

【具体的な配慮の内容】

●周辺景観と調和した緑化

- ・緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

<景観上の配慮事項>

- a) 道路などの公共の場所から目立たないように配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。

【配慮事項のねらい】

屋外での土石や廃棄物などの堆積は、周辺の景観を阻害しやすいため、できる限り道路などの公共の場所から目立たないように、位置や規模を工夫するとともに、敷地外周部への植栽や塀の設置などの配慮が必要です。

また、周囲の景観を乱さないように堆積物を整然と集積・貯蔵することが必要です。

【具体的な配慮の内容】

●堆積する位置、規模の工夫

- ・敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。
- ・周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。

【具体的な配慮の内容】

●植栽や塀などによる遮へい

- ・堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
- ・出入口はできる限り少なくする。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

景観類型	景観形成基準
市全域	堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。

【具体的な配慮の内容】

● 整然とした堆積

- ・ 堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

《景観類型別の景観形成基準》 ○協議事項

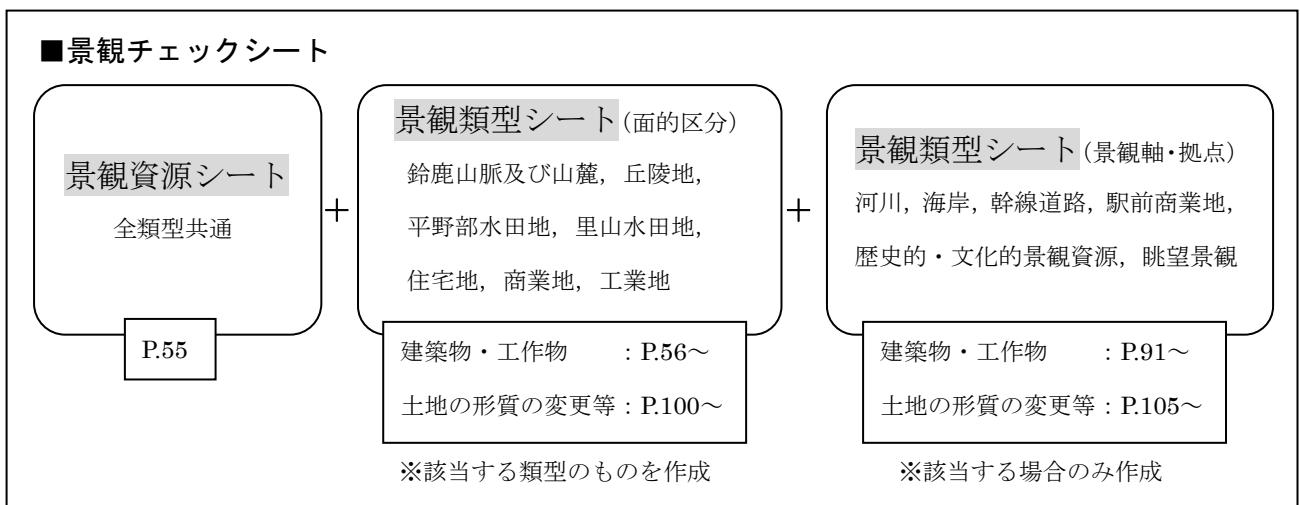
景観類型	景観形成基準
市全域	堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

第4章 景観チェックシート

市では、景観の基本計画を作成するに当たっての参考資料として、設計者用の景観チェックシートを「景観資源」及び「景観類型（市の特性による面的区分、市の個性を彩る景観軸・拠点）」ごとに作成しています。

「景観資源」シートには、計画地の周辺のまち歩き調査で把握した身近な景観資源の特性及び設計上配慮又は工夫した内容を記入していただく欄を設けています。

「景観類型」シートには、景観類型別の景観形成方針、景観上の配慮事項、具体的な配慮の内容及び景観形成基準を明記しており、それらを踏まえて、設計者に設計内容の評価及び配慮又は工夫の内容を記入していただく欄を設けています。



できる限り景観上の配慮事項を当該計画に取り入れていただければ、『“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり』へ繋がっていくものと考えています。

一般住宅や小規模な店舗等の建築行為等を検討されている方は、景観法の届出対象行為には当たりませんが、景観の基本計画の段階から、景観チェックシートを活用し、当該計画の内容が景観上の配慮がなされているか否かを確認することをお奨めします。

大規模な商業施設・工場・共同住宅等の建築行為等を検討されている方は、景観法の届出が必要となりますことから、景観の基本計画の段階から条例に基づく事前相談を行う必要があります。計画段階から景観チェックシートを活用し、景観形成基準に適合した計画になるよう当該計画を作成していただきますようお願いいたします。

条例に基づく事前相談において、届出者と市との間で、景観チェックシートの内容を確認し、協議調整を図りながら、景観形成基準（協議事項）の内容が当該計画に反映できるように努めていただきたいと思います。

※景観法の届出の対象行為及び届出の流れについては、「第5章 景観法の届出制度の解説」に詳述していますので、確認してください。

■景観チェックシート（景観資源シート） ※全類型共通

届出者氏名	行為の種類
行為の場所	届出対象行為
	有り ・ 無し

<計画地の周辺の景観資源の把握>

- 鈴鹿らしい景観形成を考えると留意すべき事項は地域によって異なるため、計画地の周辺に身近な自然的景観資源や歴史的・文化的景観資源等の特徴的なものがあれば把握しましょう。
- 計画地の周辺のまち歩きによる景観資源の調査をお願いします。

(例えば、計画地の周辺半径 150～200mの範囲にある景観資源を抽出し、その特性について記入し、その位置を地図に明示してみましよう。)

位置	景観資源の種類	景観資源の特性	景観資源に設計上配慮又は工夫した内容
例①	景観資源の種類 樹姿・樹勢の 優れた樹木	景観資源の種類 推定樹齢が 100 年を超える巨木がある。この地域の景観のシンボリックな存在となっている。	この巨木周辺の自然的景観と調和するように、建築物の高さを抑え、色彩に配慮した。

○上記の景観資源に配慮又は工夫して景観設計を進めていきます。 (景観資源に設計上配慮又は工夫した内容を記入してください。)

景観資源の種類	具体的な内容 (例)
自然的景観資源	<input type="checkbox"/> まとまった里山・樹林地 <input type="checkbox"/> 樹姿・樹勢の優れた樹木 <input type="checkbox"/> 一団の優良な農地 (水田地・茶畑・サツキ畑など) <input type="checkbox"/> 見晴らしの良い場所 <input type="checkbox"/> 河川・水路・ため池等の水辺
歴史的・文化的景観資源	<input type="checkbox"/> 古くからの既存集落 <input type="checkbox"/> 古くからある建築物 (民家) <input type="checkbox"/> 寺社・仏閣 <input type="checkbox"/> 歴史を感じさせる道標やほこら
都市的景観資源	<input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事・イベント <input type="checkbox"/> 季節の風物詩
	<input type="checkbox"/> 地区計画などによる計画的な住宅開発団地 <input type="checkbox"/> 商店街 <input type="checkbox"/> 大規模商業施設 <input type="checkbox"/> 公園緑地 <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 教育施設

<景観類型の把握>

市の特性による面的区分	自然的景観	都市的景観	景観軸	景観拠点
	<input type="checkbox"/> ①鈴鹿山脈及びひ山麓 <input type="checkbox"/> ②丘陵地 <input type="checkbox"/> ③平野部水田地 <input type="checkbox"/> ④里山水田地	<input type="checkbox"/> ⑤住宅地 <input type="checkbox"/> ⑥商業地 <input type="checkbox"/> ⑦工業地	<input type="checkbox"/> ①河川 <input type="checkbox"/> ②海岸 <input type="checkbox"/> ③幹線道路	<input type="checkbox"/> ①緑の中心核 <input type="checkbox"/> ②駅前商業地 <input type="checkbox"/> ③鈴鹿サーキット周辺 <input type="checkbox"/> ④歴史的・文化的景観資源 <input type="checkbox"/> ⑤眺望景観
市の個性を彩る景観軸・拠点				

○該当する景観類型別の景観形成基準を参考に、景観設計を進めていきます。 (→該当する「景観類型」シートへ)

ただし、行為が届出対象行為に該当する場合は景観形成基準に適合する必要があります。

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ①鈴鹿山脈及び山麓】

＜景観形成方針＞

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。

- ・国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
- ・周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に努めます。
- ・山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・周辺住民等との協働により、山麓の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“－”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。 		P. 12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 		P. 14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分節化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □ 建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分節化や高さに変化をつける。 		P. 15
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和するような屋根形状 ○ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。 		P. 20
		地形との一体性に配慮した形態、外観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 		P. 21

解説 ページ	適否	評価	配慮又は工夫の内容	景観設計の手引き		景観形成基準	
				景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観計画	景観形成基準
P. 24				<p>c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p>	<p>●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□道路その他の公共の場所から望み得る位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p>	P. 24
				<p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□建築物等は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆い得る限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望み得ない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>		
P. 25				<p>a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとすることで、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p>	P. 25
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p>		
P. 26				<p>b) 周辺の景観との調和に配慮 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 26
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>		
P. 28 P. 29				<p>c) 周辺の景観との調和に配慮 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 28 P. 29
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>		

景観設計の手引き	景観設計の内容		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
エ 素材	a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>		P. 32
	b)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>		P. 33
オ 緑化	a)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>		P. 34
	b)	<p>大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。</p>	<p>● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与え、低木や芝による緑化や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 □ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。</p>		P. 35
						P. 36
						P. 37
						P. 38

景観設計の手引き	景観設計の内容		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
カ そ の 他	c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えやすいよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えやすいよう配慮する。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えやすいよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えやすいよう配慮する。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。		P. 39
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。		P. 40
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。		P. 42
	c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合は、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えられないものがないものである場合は、この限りでない。		P. 44
						P. 45

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ②丘陵地】

＜景観形成方針＞

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。
 ・特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
 ・茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
 ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
 ・電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
 ・河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
 ・周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容				
ア 配置・規模	景観形成基準	鈴鹿市景観計画				
	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	景観形成基準 □建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。			P. 12
	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することによってボリューム感を緩和させることができる。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 □建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。			P. 14
	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。			P. 15
イ 形態・外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせてすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。 □現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。			P. 17
						P. 20
						P. 21

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ										
	景観上の配慮事項	景観設計の手引き	景観設計の手引き	景観形成基準														
c)	<p>外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。</p> <p>○植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>	<p>□道路その他の公共の場所から望みできる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p> <p>□建築物は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下	<p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他の場合	2以下	<p>P. 24</p> <p>P. 25</p> <p>P. 25</p> <p>P. 26</p>
					使用する色相	使用可能な彩度												
R, Y R, Y の場合	6以下																	
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下																	
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, Y R, Y の場合	6以下																	
その他の場合	2以下																	
a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>P. 28</p> <p>P. 29</p>									
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, Y R, Y の場合	6以下																	
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下																	
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>P. 28</p> <p>P. 29</p>													

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																														
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容	景観形成基準	景観形成基準																																		
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合								
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																				
YR～2.5		3程度以下																																				
Yの場合		2程度以下																																				
その他の場合																																						
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																				
YR～2.5		3程度以下																																				
Yの場合		2程度以下																																				
その他の場合																																						
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 山地・農地・河川</p> <p>○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>○ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>						P. 29																														
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p>	<p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>						P. 28																														
	<p>○ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>○ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>						P. 28																														
	<p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>○ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>						P. 28																														

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
エ 素材	a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>		P. 32	
		<p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>			P. 33
オ 緑化	a)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽としないよう配慮する。</p>	<p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 34
		<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽としないよう配慮する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>			P. 35
		<p>● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>			P. 36
	b)	<p>大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。</p>	<p>● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。</p>			P. 37
		<p>● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。</p>				P. 38

景観設計の手引き	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えやすいよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えやすいよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 <input type="checkbox"/> 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。	P. 39		
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、人通りの多い通りに、安全上支障のない範囲内で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。			
b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。	P. 43		
c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合は、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	<input type="checkbox"/> 増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えられないものがないものである場合は、この限りでない。			
カ その 他						

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ③平野部水田地】

<景観形成方針>

<p>広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらす田園景観の保全に努めます。 ・ 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。 ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。 ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。 ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。 ・ 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配感又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配感事項	具体的配感の内容				
a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみや里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	景観形成基準 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみや里山の樹林地への眺望を阻害しないよう、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。			P. 12
ア 配置・規模	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 	□ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫する □ 圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。			P. 14
c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	□ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。			P. 15
イ 形態・外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和するような屋根形状 ○ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ● 地形との一体性に配慮した形態、外観 ○ 建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	□ 建築物は、後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど、田園景観と調和した屋根形状とする。			P. 20
			□ 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。			P. 21

ウ 色 彩	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ											
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容															
ウ 色 彩	c)	<p>外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>			P. 24											
	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下		
使用する色相	使用可能な彩度																
R, Y R, Y の場合	6 以下																
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下																
使用する色相	使用可能な彩度																
R, Y R, Y の場合	6 以下																
その他の場合	2 以下																
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>			P. 28 P. 29												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																													
	具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画 景観形成基準																																	
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合					P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□山地・農地・河川</p> <p>○(略)大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□中高層建築物</p> <p>○中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□大規模工業施設</p> <p>○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>□大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>□中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 29																														
	<p>□長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 28																														

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準					
工 素 材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 □ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 32
	b)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□ 敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。 □ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 □ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 □ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。				P. 33
オ 緑 化	a)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。				P. 34	
	b)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。				P. 35	
							P. 36	
							P. 36	
							P. 37	
							P. 38	

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 <input type="checkbox"/> 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。	P. 39		
		a)	<p>●屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、人通りの多い通りに、安全上支障のない範囲内で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。</p> <p>●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。</p>			
b)	<p>●過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。	P. 43			
c)	<p>●既存建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいする。</p>	<input type="checkbox"/> 増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見られることのないものである場合は、この限りでない。				P. 44

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ④里山水田地】

<景観形成方針>

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。
 ・稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に努めます。
 ・水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
 ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
 ・河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

評価	景観設計の手引き		評価	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。 	P. 12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 	P. 14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。 	P. 15 P. 17
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和するよる屋根形状 ○ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ● 地形との一体性に配慮した形態、外観 ○ 建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。 □ 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 	P. 21 P. 21

ウ 色 彩	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観上の配慮事項	景観形成基準																					
ウ 色 彩	c)	<p>外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p> <p>□建築物は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p> <p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p>				P. 24																	
	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他の場合	2以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6以下	その他の場合	2以下			
使用する色相	使用可能な彩度																								
R, Y R, Y の場合	6以下																								
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2以下																								
使用する色相	使用可能な彩度																								
R, Y R, Y の場合	6以下																								
その他の場合	2以下																								
使用する色相	使用可能な彩度																								
R, Y R, Y の場合	6以下																								
その他の場合	2以下																								
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>				P. 28 P. 29																		

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																													
	具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画 景観形成基準																																	
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>□ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合					P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□ 山地・農地・河川</p> <p>○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>□ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>			P. 29																														
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p>	<p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>□ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>□ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 28																														

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画 景観形成基準	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容						
エ 素 材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。				P. 32
				□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。				P. 33
オ 緑 化	a)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。	□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等が高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 34
				□ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等が高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 35
				□ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。				P. 36
	b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和だけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。				P. 37
				□ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。				P. 38

景観設計の手引き	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。			P. 39	
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化すること、沿道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。			P. 40
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望みできる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。			P. 42
カ そ の 他			□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。			P. 43	
	c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることがないのである場合は、この限りでない。			P. 44
						P. 45	

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ⑤住宅地】

<景観形成方針>

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	解説ページ
	具体的な配慮の内容	景観形成基準		
ア 配置・規模	a) 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	□ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12
	b) 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	□ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。	P. 14
	c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。	P. 15 P. 17
イ 形態・外観	b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	● 市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○ 市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。	□ 建築物は、勾配屋根を採用するなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。 □ 建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。	P. 23 P. 23
	c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	● 屋外階段の意匠の配慮 ○ 屋外階段が道路などの公共の場所から見えない場合には、建築物本体と同系色のルーフなどで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。	□ 道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーフで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。	P. 24

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ												
	景観形成基準	具体的な配慮の内容																
	<p>●屋外設備を目立たせたくない配慮</p> <p>○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。</p> <p>○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p> <p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p>				P. 25												
a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下				P. 26
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, YR, Yの場合	6以下																	
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																	
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, YR, Yの場合	6以下																	
その他の場合	2以下																	
ウ 色 彩	<p>周辺の景観との調和に配慮</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>				P. 28												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																														
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容	景観形成基準																																			
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>R～2.5 Y</td> <td>5～9 程度の場合</td> <td>4 程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Y</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P B の場合</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1 程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下	2.6 Y～10 Y		2 程度以下	B～P B の場合		2 程度以下	その他の場合		1 程度以下	<p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>R～2.5 Y</td> <td>5～9 程度の場合</td> <td>4 程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Y</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P B の場合</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1 程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下	2.6 Y～10 Y		2 程度以下	B～P B の場合		2 程度以下	その他の場合		1 程度以下						
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下																																				
2.6 Y～10 Y		2 程度以下																																				
B～P B の場合		2 程度以下																																				
その他の場合		1 程度以下																																				
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下																																				
2.6 Y～10 Y		2 程度以下																																				
B～P B の場合		2 程度以下																																				
その他の場合		1 程度以下																																				
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>○ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けたい方がよいでしょう。</p> <p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに景観に溶け込む素材を使用する。</p> <p>○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>○ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>○ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p> <p>○ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>																																				
a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>																																					
エ 素材																																						

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の種類に配慮すること。 b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。 c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木にできる限り保存し、修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。 ●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えないよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないように配慮する。 	鈴鹿市景観計画 景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> □建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。 □大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 □大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 □大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。 □敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 □保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。 	P. 34 P. 35 P. 36 P. 36 P. 37 P. 38 P. 39 P. 40		
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容					
	景観上の配慮事項					

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	景観設計の手引き				
その他	a)	<p>屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲に、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。</p> <p>●沿道のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。</p>	<p>●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。</p> <p>●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。</p> <p>□駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。</p>		P. 42
	b)	<p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。</p> <p>●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。</p> <p>○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。</p> <p>○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>□夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>		P. 43
	c)	<p>既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。</p> <p>●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。</p> <p>●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。</p>	<p>●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。</p> <p>●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。</p>	<p>□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見られることのないものである場合は、この限りでない。</p>		P. 44
						P. 45

＜景観形成方針＞

緑化推進などによるゆとりといるおおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さと調和 ○ 広がりのある自然的景観との調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	景観形成基準 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12	
	b)	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 	□ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 □ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。	P. 14	
	c)	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	□ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。	P. 15	
イ 形態・外観	b)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○ 市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。 	□ 建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。	P. 17	
	c)	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外階段の意匠の配慮 ○ 屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。 	□ 道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。	P. 23	
					P. 24

景観上の配慮事項	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ												
		景観形成基準	景観形成基準																
	<p>●屋外設備を目立たせない配慮</p> <p>○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。</p> <p>○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などが見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>					P. 25												
a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>景観形成基準</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下					P. 26
使用する色相	使用可能な彩度																		
R, YR, Yの場合	6以下																		
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																		
使用する色相	使用可能な彩度																		
R, YR, Yの場合	6以下																		
その他の場合	2以下																		
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□中層建築物</p> <p>○中層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□大規模工業施設</p> <p>○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けられた方がよいでしょう。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺との調和などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□大規模工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>					P. 28												
ウ	<p>色彩</p>						P. 28												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
		<ul style="list-style-type: none"> □長大な壁面を持つ建築物 ○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。 ●アクセント色の使用に対する配慮 ○アクセント色を使用する場合には、外観に使用する他の色彩（基調色）との調和や、使用する量のバランスを工夫する。 ○商業地などでは、低層部などにアクセント色を活用するなどまちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> □長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。 □建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。 			P. 28
工 素 材	<ul style="list-style-type: none"> a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 □建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 			P. 33
オ 緑 化	<ul style="list-style-type: none"> a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> □敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある沿道景観を形成する。 			P. 34 P. 35
		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 			P. 36

景観設計の手引き	景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化に当たり、周辺への景観的影響に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模商業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 			P. 37
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えないよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 			P. 38
a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を配置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。 ●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。 □駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。 □駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。 			P. 40
カ						P. 42
その他						P. 42
						P. 42
b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●過剰な光が周辺に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 			P. 43

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
		<p>●景観特性に調和した照明の配慮</p> <p>○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>			P. 44
c)	<p>既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。</p>	<p>●既存建築物の外観変更</p> <p>○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。</p> <p>●緑化などによる既存建築物の遮へい</p> <p>○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。また、遮へいにより遮へいする。</p>	<p>増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見られることのないものである場合は、この限りでない。</p>			P. 45

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ⑦工業地】

＜景観形成方針＞

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	□建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P.12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。 ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。	P.14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。 ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。	P.15 P.17
イ 形態・外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。 ●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などから見えない場合には、建築物本体と同系色の統一感の確保を工夫すること。	●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などから見えない場合には、建築物本体と同系色の統一感の確保を工夫すること。	□建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあたる空間演出に配慮する。	P.23
	c)	外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などから見えない場合には、建築物本体と同系色の統一感の確保を工夫すること。	□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。	P.24

景観上の配慮事項	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																																											
		景観上の配慮事項	景観設計の手引き																																															
ウ 色彩	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>具体的な配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。 	<p>景観形成基準</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下	<p>建築物等は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>		P. 25																															
	使用する色相	使用可能な彩度																																																
R, YR, Yの場合	6以下																																																	
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																																																	
使用する色相	使用可能な彩度																																																	
R, YR, Yの場合	6以下																																																	
その他の場合	2以下																																																	
b)	<p>周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色 <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲 囲</td> <td>彩度の推奨範囲 囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲 囲</td> <td>彩度の推奨範囲 囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲 囲</td> <td>彩度の推奨範囲 囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下		P. 28
使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲																																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																																
B～PBの場合		2程度以下																																																
その他の場合		1程度以下																																																
使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲																																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																																
B～PBの場合		2程度以下																																																
その他の場合		1程度以下																																																
使用する色相	明度の推奨範囲 囲	彩度の推奨範囲 囲																																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																																
B～PBの場合		2程度以下																																																
その他の場合		1程度以下																																																
							P. 29																																											

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
エ 素 材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材と。</p>	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p>	<p>鈴鹿市景観計画 景観形成基準</p> <p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>			P. 28
		<p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>□ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えていきます。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けたい方がよいでしょう。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>			
オ 緑 化	<p>a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種を選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮</p> <p>○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。</p> <p>● 地域の気候、風土への配慮</p> <p>○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。</p> <p>● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮</p> <p>○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p> <p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p> <p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。</p> <p>□ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。</p> <p>□ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 33
		<p>○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p> <p>○ 緑化の位置についての配慮</p> <p>○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。</p> <p>● 地域の気候、風土への配慮</p> <p>○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。</p> <p>● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮</p> <p>○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p>				
						P. 34
						P. 35
						P. 36

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容				
b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 	P. 36		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 			P. 37
		<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。 			
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○ 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○ 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 	P. 39		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 保存にあたっては、道路など公共の場所から見えないよう配慮 ○ 樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。 			P. 40
		<ul style="list-style-type: none"> ● 沿道にうるおいを演出する配慮 ○ 人通りの多い通り沿いにはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。 			
カ そ の 他	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまちなみとの調和への配慮 ○ 周辺のまちなみとの調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。 	P. 42		

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう にし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	<p>●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる。間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望みできる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。</p> <p>□夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>			P. 42
c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物などとも合わせて周辺景観と調和させること。	<p>●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。</p>	<p>□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望みされることのないものである場合は、この限りでない。</p>			P. 44
						P. 45

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ①河川】

＜景観形成方針＞

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活に与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。

- ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に努めます。
- ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・周辺住民等との協働による、生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容		
ア	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	景観形成基準 □建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12
配置・規模	c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。	P. 17
イ	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。	P. 18
形態・外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するよるような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。	P. 21
ウ	b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 □建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	P. 21
色彩				P. 29

景観上の配慮事項	景観設計の手引き	鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																											
		景観形成基準	景観形成基準																															
	<p>具体的な配慮の内容</p> <p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5	5～8程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5	5～8程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下				P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																
YR～2.5	5～8程度	3程度以下																																
Yの場合		2程度以下																																
その他の場合		2程度以下																																
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																
YR～2.5	5～8程度	3程度以下																																
Yの場合		2程度以下																																
その他の場合		2程度以下																																
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 山地・農地・河川 ○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 山地・農地・河川 ○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>○ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>				P. 29																											
a) エ 素材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。</p>	<p>○ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>				P. 32																											

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ②海岸】

＜景観形成方針＞

伊勢湾に面する本市の海岸は、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、多くの観光客が訪れ市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。

・海に親しみを感じられるよう、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。

・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう国・県へ働きかけます。

・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 適否	ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	□建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。	P. 17
	d)	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。	P. 18
	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するよう、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。	P. 21
イ 形態・外観		●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせること、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。		P. 21
ウ 色彩		●周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	P. 30

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																									
	具体的な配慮の内容		景観形成基準																														
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～9程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5	5～9程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～9程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5	5～9程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下			P. 30
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																															
Rの場合	5～9程度	2程度以下																															
YR～2.5	5～9程度	3程度以下																															
Yの場合		2程度以下																															
その他の場合		2程度以下																															
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																															
Rの場合	5～9程度	2程度以下																															
YR～2.5	5～9程度	3程度以下																															
Yの場合		2程度以下																															
その他の場合		2程度以下																															
a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□海岸</p> <p>○大規模な建築物等は、明るく開放的な海岸景観になじんだ色彩とすることが望まれます。そのため、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害することがないように、建築物などの色彩は控えめにすることが望まれます。</p>	<p>□大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。</p>			P. 30																											
エ 素材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●周辺の景観との調和への配慮</p> <p>○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。</p>	<p>□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 32																											
c)	<p>敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。</p>	<p>●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮</p> <p>○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。</p> <p>○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。</p>	<p>□敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。</p>			P. 39																											
オ 緑化																																	

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ③幹線道路】

＜景観形成方針＞

幹線道路及び周辺の景観は市民や来訪者にまちのイメージを印象づける重要な要素であるため、道路本体の修景とともに、周辺住民等との協働のもと、良好な沿道景観の保全・創出を進めます。

- ・無電柱化、歩道の美装化、街路樹の適正な配置や維持管理等の手法により道路の景観整備に努めます。
- ・周辺住民等との協働による、幹線道路への花植え・清掃などの景観形成活動を通じて、良好な沿道景観の保全を図ります。
- ・周辺住民等との協働のもと、看板類の適正な掲示や緑化の推進など、良好な沿道景観の保全・創出に向けたルールづくり等に努めます。
- ・高速道路などは、道路外部からの見え方を含め、周辺景観と調和するよう働きかけます。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適合	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●規模の大きさを緩和させるようなゆとり ○田園など景観に広がりのある地域において、幹線道路に面する敷地では、周辺の景観と調和するため、できる限り壁面を後退させる。 	<ul style="list-style-type: none"> □田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。 		P. 13
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。 		P. 14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な視点場からの眺望の確保 ○主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。 		P. 16

景観子エックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ②駅前商業地】

<景観形成方針>

商業地の特性を活かした良好な景観の創出を目指し、市民と行政との協働により、魅力ある景観づくりを進めます。
 ・白子駅周辺では、交通ターミナル型商業拠点としてのにぎわいの創出とともに、伊勢街道沿いの歴史・文化や海辺に最も近い主要駅という特徴を活かし、個性的で魅力ある景観形成を図ります。
 ・鈴鹿市駅周辺では、伊勢街道をはじめとする歴史・文化を活かしながら地域全体の良好な景観の形成を図ります。
 ・平田町駅周辺では、広域型商業拠点としてのまちづくりを進めるとともに、主に(都)鈴鹿中央線沿いにおいて、歩いて楽しい沿道景観の創出を図ります。

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容		
イ 形態・外観	b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	●市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ る空間演出に配慮する。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準 □建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特 色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観 を形成する。 □低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく 開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じら れる景観を形成する。	適合
		○低層部にショーウィンドウを設けて、賑わいを演 出する。	□ショーウィンドウの設置や照明による演出など により、賑わいのある魅力的な街路景観を形成す る。	P. 23
				P. 23
				P. 23

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ④歴史的・文化的景観資源】

＜景観形成方針＞

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。
 ・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に努めます。
 ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																													
	景観形成基準	具体的配慮の内容																																	
ア 配置・規模	<p>●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮</p> <p>○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。</p> <p>●まちなみの連続性の維持</p> <p>○周辺に歴史的まちなみなどが残っている場合には、壁面の位置を揃えたり塀を設置したりして、連続性を確保する。</p>	<p>●歴史的まちなみなどが持つ形態特性の活用</p> <p>○歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇、格子などのデザイン要素を活かす。</p>	<p>□建築物・工作物は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。</p> <p>□建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。</p>			P. 18																													
イ 形態・外観	<p>●歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。</p>	<p>●歴史的まちなみなどが持つ形態特性の活用</p> <p>○歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇、格子などのデザイン要素を活かす。</p>	<p>□建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れ歴史のまちなみの連続性を確保する。</p>			P. 22																													
ウ 色彩	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2. 5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2. 5		3程度以下	Yの場合		1程度以下	その他の場合			<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2. 5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2. 5		3程度以下	Yの場合		1程度以下	その他の場合					P. 30
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	2～7程度	2程度以下																																	
YR～2. 5		3程度以下																																	
Yの場合		1程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	2～7程度	2程度以下																																	
YR～2. 5		3程度以下																																	
Yの場合		1程度以下																																	
その他の場合																																			

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○マッシュンなどの大規模建築物を計画する場合には、空が背景となる高層部に明度の低い色彩を用いると、まちなみから突出して見えるため、低層部には低い明度を、高層部はやや明らかな明度を用いるなど、周辺との調和に十分配慮することが大切です。</p>	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○マッシュンなどの大規模建築物を計画する場合には、空が背景となる高層部に明度の低い色彩を用いると、まちなみから突出して見えるため、低層部には低い明度を、高層部はやや明らかな明度を用いるなど、周辺との調和に十分配慮することが大切です。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高め明度を用いるなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 30		
素材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●周辺の景観との調和への配慮</p> <p>○歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。</p>	<p>□建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 32		
緑化	<p>敷地内ではできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>●周辺のまちなみと調和した緑化</p> <p>○歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。</p>	<p>□歴史的背景の連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 35		
その他	<p>屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。</p>	<p>●周辺のまちなみとの調和への配慮</p> <p>○周辺まちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。</p>	<p>□駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。</p>	P. 42		

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を形作る景観拠点 ⑤眺望景観】

<景観形成方針>

市域を一望できる展望台など、良好な景観を眺望できる視点場の保全とともに、そこから望める眺望に配慮した景観づくりを進めます。

- ・視点場の保全とともに、眺望を遮る樹木などの適正な維持管理に努めます。
- ・視点場から眺められる建築物などは、伊勢湾などの良好な眺望との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
ア 配置・規模	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	● 主要な視点場からの眺望の確保 ○ 主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮すること。	景観形成基準 □ 建築物・工作物は、主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。			P. 16

<景観形成方針>

① 鈴鹿山脈及び山麓

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。

- ・ 国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
- ・ 周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に努めます。
- ・ 山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 周辺住民等との協働により、山裾の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

② 丘陵地

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
- ・ 茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

③ 平野部水田地

広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらす田園景観の保全に努めます。
- ・ 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

④ 里山水田地

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に努めます。
- ・ 水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。

＜景観チェックシート＞

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じた場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ	
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画	景観形成基準					
土地の開墾その他の土地の形質の変更									
a)	地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●地形の尊重 ○段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。 ●良好な樹木、水辺などの保全 ○行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限り既存の資源の保全に努める。 ○樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 ●法面勾配の緩和 ○勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。 □行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 □法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 					P. 46	
b)	擁壁は、できる限り自立たないよう配慮した構造とするこ	<ul style="list-style-type: none"> ●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 ●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。 	<ul style="list-style-type: none"> □擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 □長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 						P. 47
									P. 48
									P. 49

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
土石の採取又は鉱物の掘採							
a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。	●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところで掘採や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないよう、採取や掘採する場所を分割する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう、場所を分割する。			P. 50	
	●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。				P. 50
b) 採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。	●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう、場所を分割する。			P. 51	
	●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。			P. 51
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積							
a) 道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。	●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。			P. 52	
	●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。				P. 52
	●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。				P. 53

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の特性による面的区分 ⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地】

<景観形成方針>

⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地

緑化推進などによるゆとりとのおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

<景観チェックシート>

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観形成基準	鈴鹿市景観計画 景観形成基準					
土地の開墾その他の土地の形質の変更							
a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の尊重 ○ 段造成により地形の変更を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。 ● 良好な樹木、水辺などの保全 ○ 行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限りの資源の保全に努める。 ○ 樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。 □ 行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 				P. 46	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観と調和した緑化 ○ 法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 ● 法面勾配の緩和 ○ 勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 				P. 46	
							P. 47

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
b)	擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。 ●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 ●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。	<ul style="list-style-type: none"> ●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 ●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。 	<ul style="list-style-type: none"> □擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 □長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 		P. 48	
						土石の採取又は動物の掘採
a)	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。 ●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないよう、採取や掘採する場所を分割する。 ●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	<ul style="list-style-type: none"> ●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないよう、採取や掘採する場所を分割する。 ●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。 	<ul style="list-style-type: none"> □採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう場所を分割する。 □採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。 		P. 50	
						b)
	採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。 ●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。 		P. 51	
						屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
a)	道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。 ●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。 ●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。 ●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。 ●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。 ●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。 	<ul style="list-style-type: none"> □堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。 □堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 □堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。 		P. 52	
						P. 53

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の個性を彩る景観軸 ①河川 ②海岸】

<景観形成方針>

①河川

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活に与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。

- ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に努めます。
- ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・周辺住民等との協働による、生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

②海岸

伊勢湾に面する本市の海岸は、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、多くの観光客が訪れ市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。

- ・海に親しみを感じられるよう、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。
- ・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう国・県へ働きかけます。
- ・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

<景観チェックシート>

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き	鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
		景観形成基準					
土地の開墾その他の土地の形質の変更							
b) 擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とするこ と。	●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックな ど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。	□擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形 状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、 緑化ブロックなどを使用するとともに、 前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景 観となじませるような修景を行う。ただ し、当該擁壁が道路その他の公共の場所 から容易に見られることのないもので ある場合は、この限りでない。					P. 48

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の個性を形作る景観拠点 ④歴史的・文化的景観資源】

<景観形成方針>

④歴史的・文化的景観資源

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。

- ・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に努めます。
- ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

<景観チェックシート>

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

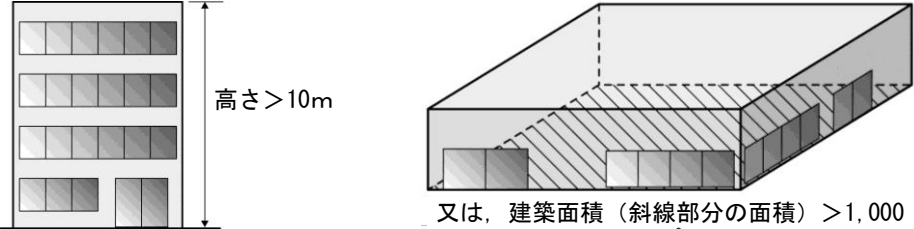
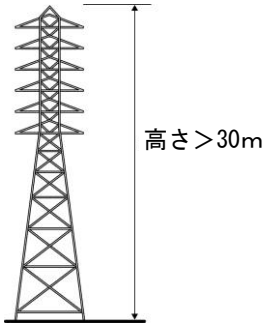
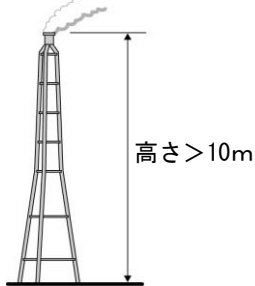
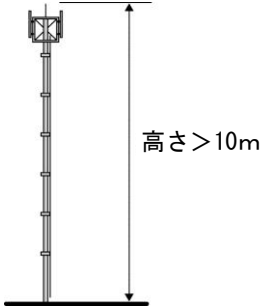
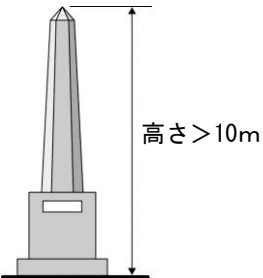
景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

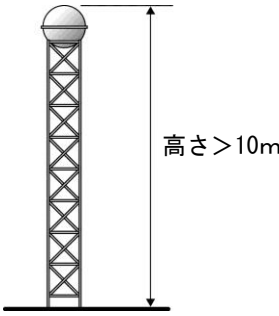
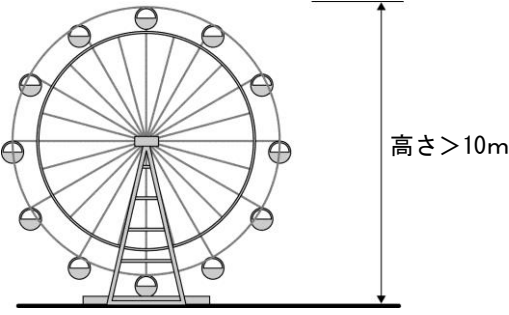
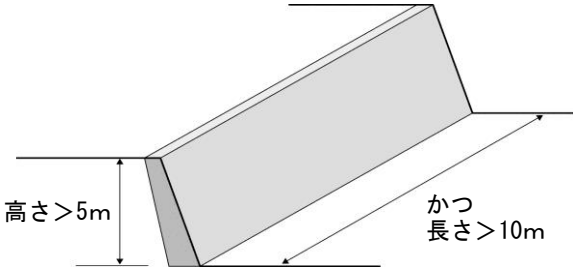
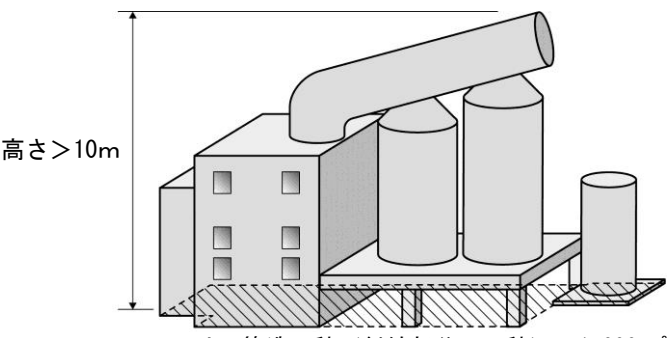
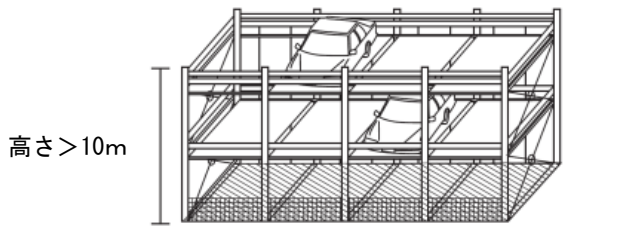
景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観設計の他の土地の形質の変更	具体的な配慮の内容				
土地の開墾その他の土地の形質の変更 a) 地形や在来の樹木など、地域●地形の尊重 本来の自然的景観を尊重し、 活かすよう工夫すること。	<input type="checkbox"/> 歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。	<input type="checkbox"/> 地形の変更を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。				P. 46

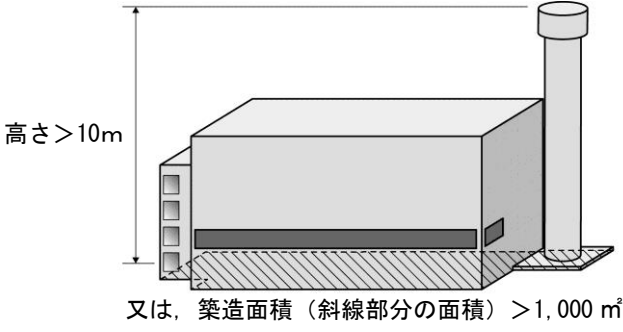
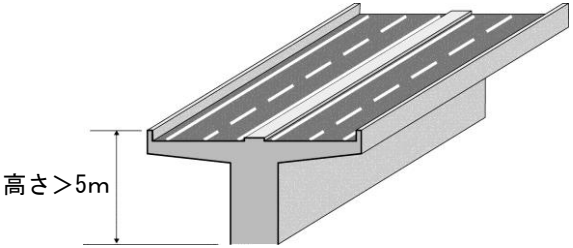
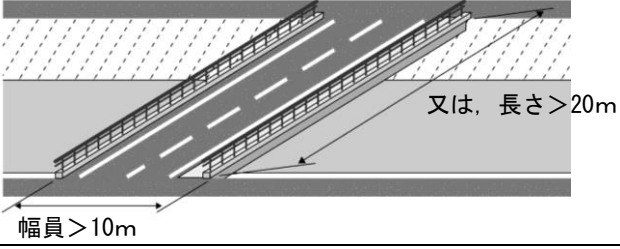
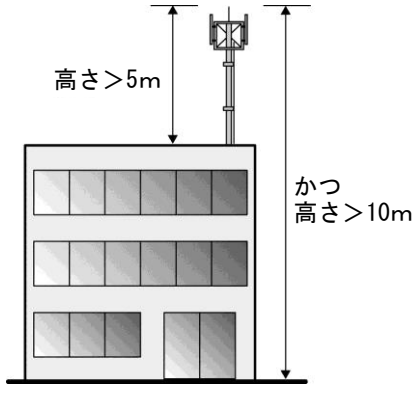
第5章 景観法の届出制度の解説

1 届出対象行為（地区別景観づくり計画区域を除く市全域対象）

届出対象行為について、イラストを用いて分かりやすく解説しています。

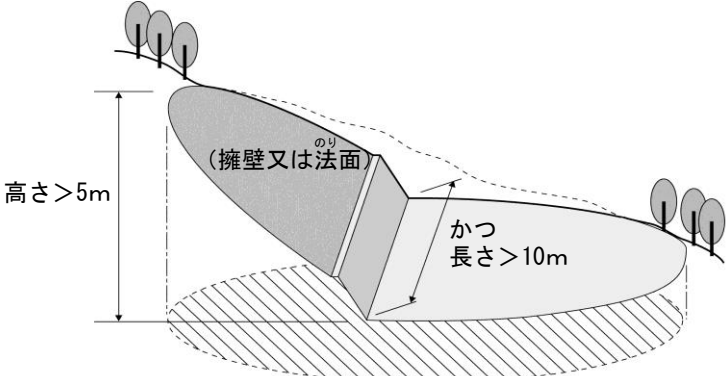
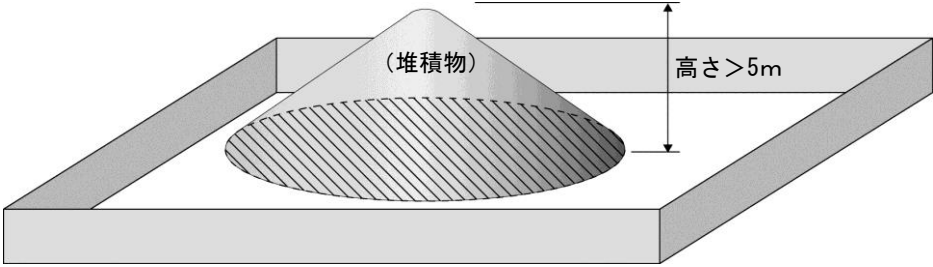
<p>建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>高さが10mを超えるもの，又は，建築面積が1,000 m²を超えるもの</p> 	
<p>彩の 変更 工 作 物 の 新 設 ， 増 築 ， 改 築 若 し く は 移 転 ， 外 観 を 変 更 す る こ と と な る 修 繕 若 し く は 模 様 替 又 は 色</p>	<p>① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの</p>	<p>高さが30mを超えるもの (例：高圧線鉄塔など)</p> 
	<p>② 煙突（支枠及び支線がある場合においては，これらを含む）その他これらに類するもの</p>	<p>高さが10mを超えるもの</p> 
	<p>③ アンテナ，鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの（①に掲げるものを除く）</p>	<p>高さが10mを超えるもの (例：携帯電話基地局など)</p> 
	<p>④ 装飾塔，記念塔その他これらに類するもの</p>	<p>高さが10mを超えるもの</p> 

<p>工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>⑤ 高架水槽，サイロ，物見塔その他これらに類するもの</p>	<p>高さが10mを超えるもの</p>  <p>高さ>10m</p>
	<p>⑥ ウォーターシュート，コースター，メリーゴーランド，観覧車その他これらに類する遊戯施設</p>	<p>高さが10mを超えるもの</p>  <p>高さ>10m</p>
	<p>⑦ 擁壁，さく，塀</p>	<p>高さが5mを超え，かつ，長さが10mを超えるもの</p>  <p>高さ>5m かつ 長さ>10m</p>
	<p>⑧ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラントその他これらに類するもの</p>	<p>高さが10mを超えるもの，又は，築造面積が1,000 m²を超えるもの</p>  <p>高さ>10m 又は，築造面積（斜線部分の面積）>1,000 m²</p>
	<p>⑨ 自動車車庫の用途に供するもの</p>	<p>高さが10mを超えるもの，又は，築造面積が1,000 m²を超えるもの</p>  <p>高さ>10m 又は，築造面積（斜線部分の面積）>1,000 m²</p>

工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	⑩ 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さが10mを超えるもの，又は，築造面積が1,000 m ² を超えるもの 
	⑪ 高架鉄道，高架道路	高さが5mを超えるもの 
	⑫ 橋りょう，歩道橋	幅員が10mを超えるもの，又は，長さが20mを超えるもの 
	⑬ ①から⑫に掲げる工作物のうち，建築物又は①から⑫に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え，かつ，地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあつては30m）を超えるもの （例：建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合など） 

注)・増築，改築等を行った後の全体の規模が，各欄に定める規模を超える場合には，届出対象行為となります。

- ・上記に掲げる行為であっても，後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には，届出の対象外となります。

<p>土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面^{のり}の高さが 5 m を超え，かつ，その長さが 10 m を超えるもの  <p>行為に係る土地の面積（斜線部分の面積） > 1,000 m²</p>
<p>屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積</p>	<p>行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの，又は，高さが 5 m を超えるもの</p>  <p>行為に係る土地の面積（斜線部分の面積） > 1,000 m²</p>

注) ・上記に掲げる行為であっても，後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には，届出の対象外となります。

【届出の対象から除外する行為】

次に掲げる行為については、「1 届出対象行為」に該当する場合でも、届出の対象外となります。

○ 建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの*	鈴鹿市景観規則第7条第2項第1号
仮設の建築物の新築等	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第1号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの*	鈴鹿市景観規則第7条第2項第2号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
駐車場又は資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更	鈴鹿市景観規則第6条
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第2号
市長が、良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為	鈴鹿市景観規則第8条第2項第2号

○ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

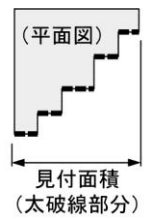
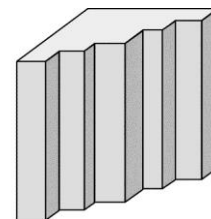
届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第1号
自然公園法第10条各項、第16条各項、第20条第3項、第21条第3項、第68条第1項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第2号
砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	鈴鹿市景観規則第5条第1項第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第4号

○ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第4号）

○ その他、景観法第16条第7項に掲げる行為

※「見付面積」による場合として、

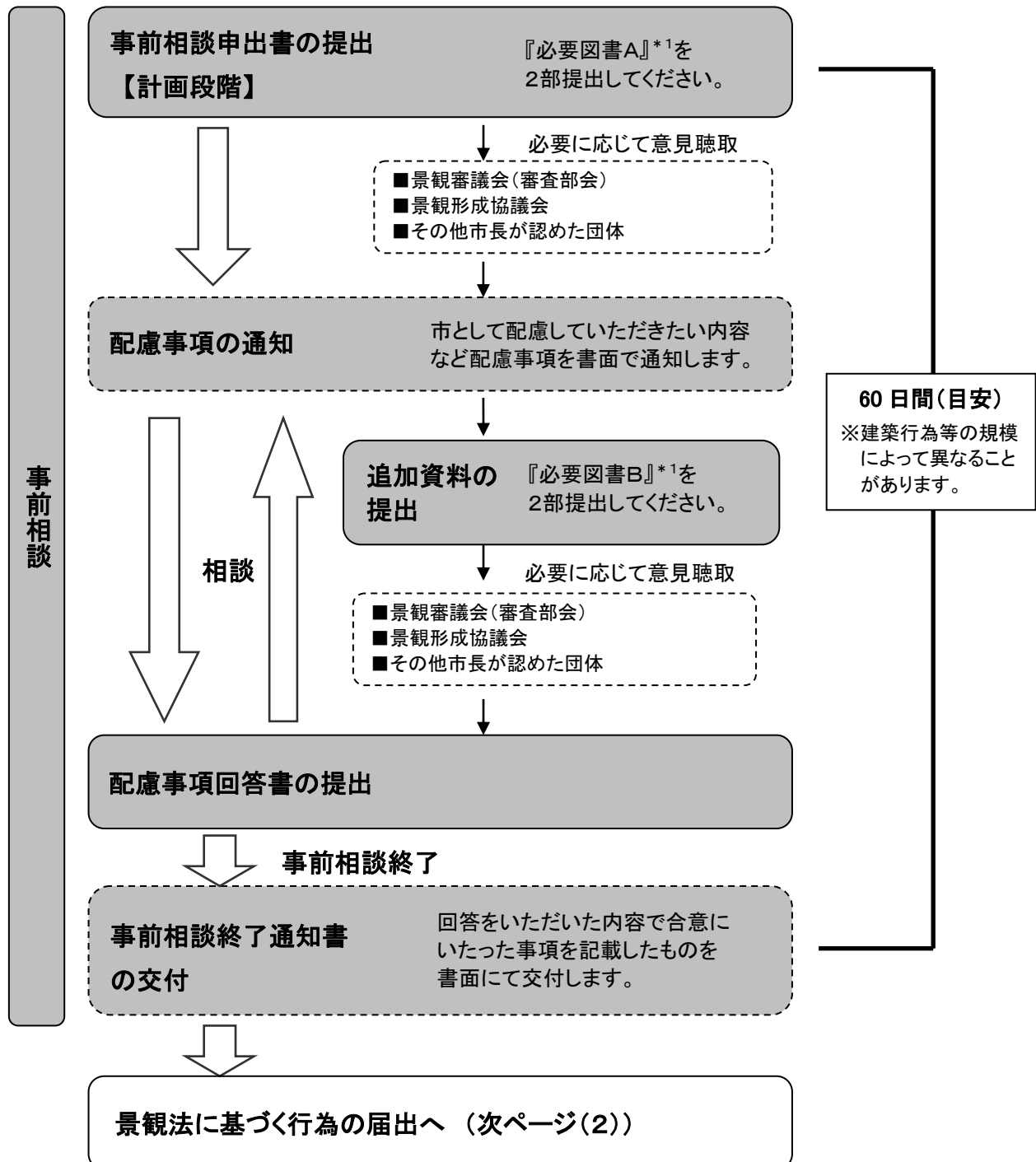
右図の例のような円筒形や複雑な形状の建築物等があります。



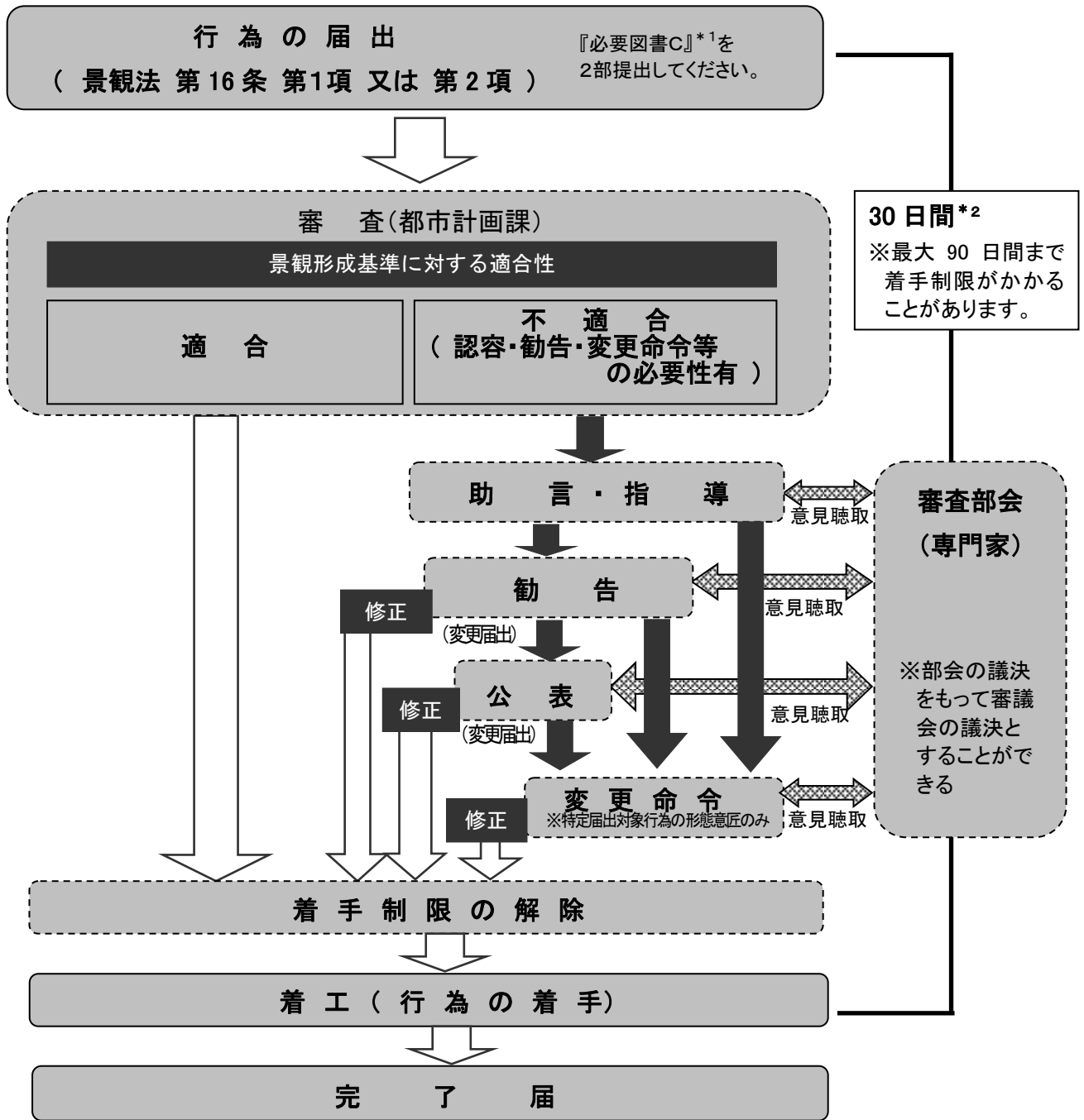
2 届出の流れ

景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談が必要になりますので留意してください。届出の流れは、次のとおりです。

(1) 鈴鹿市景観づくり条例に基づく事前相談



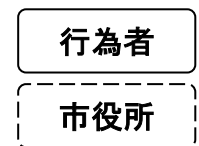
(2) 景観法に基づく行為の届出から完了届まで



*1 『必要図書A, B, C』は、次ページ以降を参照してください。

*2 事前相談がまとまらなかった場合
(事前相談がまとまった場合は、10日間に短縮)

■凡例



3 必要な図書等

前項で規定している事前相談及び景観法に基づく届出に必要な図書等は次のとおりです。

(1) 建築物・工作物（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第5号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
建築物 → 別紙1 工作物 → 別紙2	面積・高さ・素材・色彩・緑化等の記入
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シート（ <input type="checkbox"/> 部分は必須）の評価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示（1/2, 500 以上）、方位の表示、周辺道路の記載、目標となる地物の名称、行為地の位置
配置図	縮尺の表示（1/100 以上）、方位の表示、行為地の形状・寸法、新設物（届出対象）と既存物の表示、隣接する道路の表示・道路の幅員、緑地の位置
外観イメージ図	建築物・工作物の外観の規模（ボリューム）が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真、撮影位置・撮影方向を図面（配置図又は見取図）に記載、行為地の敷地範囲を写真内に記入、建築物・工作物が撮影場所からどのように見えるかを写真内に表示

○『必要図書B』（事前相談・追加資料）


種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
外構図（緑化図を含む）	植栽・樹木等の位置・種類・高さ（緑に着色）、外構施設の位置・材料・面積
立面図	縮尺の表示（1/50 以上）、各面の方位・寸法の表示、彩色、壁面・屋根等の仕上げ色彩の表示（マンセル表色系により表示すること）、壁面・屋根等の仕上げ材料の表示、開口部・建築設備・軒等の位置・形状

○『必要図書C』（景観法に基づく届出）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式の3）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
建築物 → 別紙1 工作物 → 別紙2	面積・高さ・素材・色彩・緑化等の記入
事前相談終了通知書の写し	
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき、『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図，配置図，外構図（緑化図を含む），立面図，現況写真の添付が必要	

（2）土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第5号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模，行為後の概要（外観・緑化）等
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シート（  部分は必須）の評価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示（1/2, 500 以上），方位の表示，周辺道路の記載，目標となる地物の名称，行為地の位置
現況図	縮尺の表示（1/2, 500 以上），方位の表示，行為地の区域，周辺の土地利用の現況・地形，隣接する道路の表示・道路の幅員
外観イメージ図	土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更の外観が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真，撮影位置・撮影方向を図面（配置図又は見取図）に記載，行為地の敷地範囲を写真内に記入

○『必要図書B』（事前相談・追加資料）

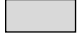
種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
現況図	断面図に係る断面の位置及び方向
土地利用計画図	縮尺の表示（1/2, 500 以上），方位の表示，断面図に係る断面の位置及び方向，行為後における植栽等の位置・種類・規模，行為後に設置する構造物等の位置・種類・規模，行為中の遮蔽物の位置・種類・構造・規模（土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ）
断面図	縮尺の表示（1/100 以上），行為の実施前における行為地の縦断面・横断面，行為の実施後における行為地の縦断面・横断面

○『必要図書C』（景観法に基づく届出）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式の3）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模，行為後の概要（外観・緑化）等
事前相談終了通知書の写し	
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき、『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図，現況図，土地利用計画図，断面図，現況写真の添付が必要	

（3）屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第5号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模，行為後の概要（外観・緑化）等
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シート（  部分は必須）の評

	価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示 (1/2, 500 以上), 方位の表示, 周辺道路の記載, 目標となる地物の名称, 行為地の位置
配置図	縮尺の表示 (1/100 以上), 方位の表示, 行為地の形状・寸法, 隣接する道路の表示・道路の幅員, 堆積する物件の位置・種類
外観イメージ図	屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積の状況が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真, 撮影位置・撮影方向を図面 (配置図又は見取図) に記載, 行為地の敷地範囲を写真内に記入, 堆積物が撮影地からどのように見えるかを写真内に表示

○『必要図書B』(事前相談・追加資料)

種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
配置図	堆積する物件の位置・種類・規模, 遮蔽物の位置・種類・構造・規模

○『必要図書C』(景観法に基づく届出)

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書 (第1号様式の3)	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模, 行為後の概要 (外観・緑化) 等
事前相談終了通知書の写し	
委任状	(※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要)
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき, 『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図, 配置図, 現況写真の添付が必要	

【解説】色彩ガイドライン

(1) 色彩ガイドラインの位置づけとねらい

① 位置づけ

色彩ガイドラインは、「第3章2 景観形成基準の解説－ウ 色彩」に関する事項について詳述するものです。

色彩は景観を形成する要素の中で、形態や素材などと比較して、景観に対して強い影響力を持っています。良好な鈴鹿らしい景観を充実させていくためには、鈴鹿の特性に応じた色彩の調和が必要です。計画対象の色彩の良し悪しを考える前に、それを取り巻く環境がどのような色彩で構成されているかを把握することが大切です。

ここでは、自然的景観や歴史的景観などの多様な鈴鹿の景観がどのような色彩で構成されているのかを考察し、どのような色彩を選択すれば、計画対象が周囲の景観に調和するかを示します。

② ねらい

景観上の配慮事項に示された、ウ 色彩b)の「周辺の景観との調和に配慮した色彩」をより具体的にするため、地域の景観特性に調和した「推奨色」を示しています。この「推奨色」は、景観法に基づく届出の対象となる大規模な建築物等の色彩に関する協議事項とします。

また、届出対象とならないような一般住宅などを建築する際についても、このガイドラインによって景観がどのような色彩によって構成されているかを知ること、色彩検討の参考として活用いただけます。

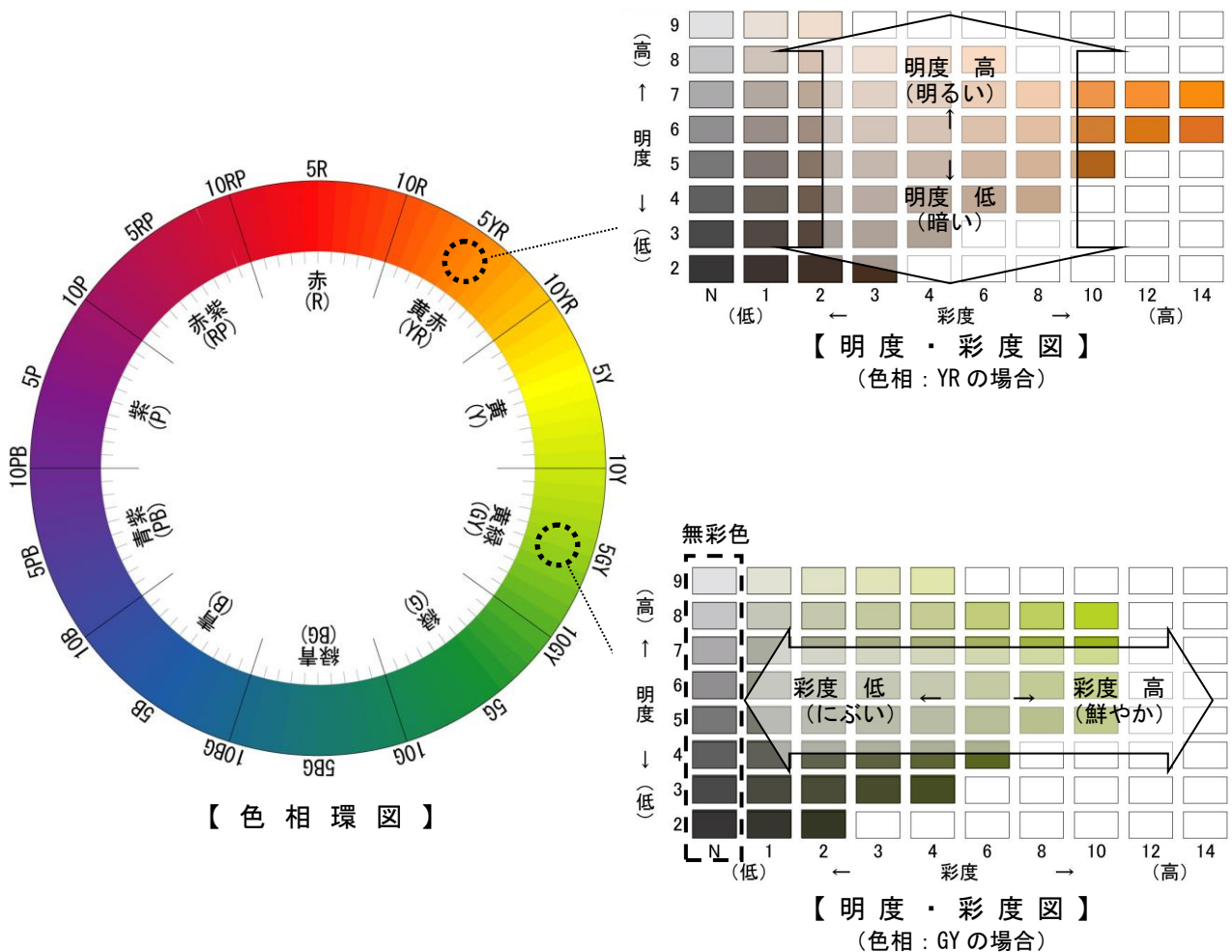
(2) 色彩に関する基本的な事項

① マンセル表色系による色彩表現

色を表現するとき、一般に「鮮やかな赤」や「淡い水色」などと言ったりしますが、このような表現では、人によって受ける色のイメージに幅が生じてしまいます。そのため、色を客観的に示す方法として、ここでは「マンセル表色系」を使用しています。

「マンセル表色系」は、日本工業規格（JIS）の標準色としても利用される方法で、“色相（色合い）”，“明度（明るさ）”，“彩度（鮮やかさ）”の色に関する3つの属性を組み合わせることによって色を正確に表現します。

色相・明度・彩度の関係



色相 (色合い)

色合いを大きく赤(Red), 黄(Yellow), 緑(Green), 青(Blue), 紫(Purple)の5つに分け, それぞれの中間色を加えた10段階をアルファベットの頭文字 (R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP) で示し, これに度合いを示す数値 (0~10) を組み合わせて表現します。[例…5YR, 7.5B など]

明度 (明るさ)

明るさの度合いを 0~10 の数値で表現します。0 に近づくほど暗く (黒っぽく), 10 に近づくほど明るく (白っぽく) になります。

彩度 (鮮やかさ)


鮮やかさの度合いを 0~14 などの数値で表現します。0 は無彩色 (白, 黒, 灰色) で, 数値が高くなるほど純色 (鮮やかな色) になります。数値は知覚的に等間隔の差で設定されているため, 色相によって異なり, 赤(R)などは 14, 青(B)などは 8 が最大となります。

色彩の表示方法

マンセル表色系による色彩の表示方法として, 上記の3つの属性の数値, アルファベットを組み合わせ, “[色相] [明度] / [彩度]” というように表します。

彩度が0の無彩色 (白, 黒, 灰色) では, 色相に「N」を用い “N [明度]” と表します。

【例】  $\frac{5.R}{\text{色相}} \frac{4}{\text{明度}} / \frac{14}{\text{彩度}}$ (有彩色の場合)

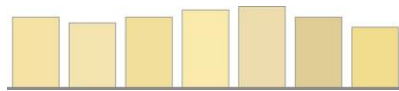
 $\frac{N}{\text{色相}} \frac{5}{\text{明度}}$ (無彩色の場合)

② 色彩調和

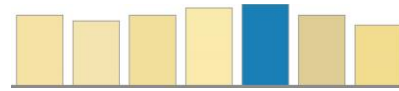
周辺の景観との調和が求められる中で、ここでは色彩に関する調和（色彩調和）の基本的な考え方を解説します。

“類似調和”と“対照調和”

色彩調和は、大きく“類似調和”と“対照調和”の2つに分類できます。



(類似調和)



(対照調和)

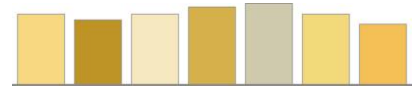
“類似調和”は、色相、明度、彩度の差の小さな色彩を用いることで、統一感を持たせるものです。一方、“対照調和”は、色彩に大きな差をつけることで、変化が強調されます。

“対照調和”は、周辺から目立つ色彩となるため、地域のシンボルとなる建築物などに使用することが考えられますが、周辺の景観との調和を図る場合には“類似調和”が基本となります。

“類似調和”の方法

“類似調和”には、類似した「色相」による調和、類似した「トーン（明度、彩度）」による調和、「色相」、「トーン」とも類似した色彩による調和の3つの方法があります。

● 類似した「色相」による調和



類似した色相を用い、トーンに変化を持たせることで調和を図るものです。木や土など自然素材による日本の古くからの建築では、部材（壁、柱、梁など）によってトーンの差がありながら、全体としてYR（黄赤）を中心とした色相でまとまっています。

● 類似した「トーン」による調和



類似したトーンを用い、色相に変化を持たせることで調和を図るものです。中明度・低彩度のトーンの色では穏やかにまとまりますが、変化のある配色となります。

● 「色相」、「トーン」とも類似した色彩による調和



グレー系やブラウン系など類似の色彩に揃えることで調和を図るものです。統一感は最も強調されますが、まちなみとしては単調になるおそれがあります。

(3) 鈴鹿市のめざす色彩景観

① 色彩景観の誘導に対する基本的な考え方

本市には、鈴鹿山脈から伊勢湾に至る地形的変化がもたらす多様な自然的景観や、旧東海道・伊勢街道沿いのまちなみをはじめとする歴史的・文化的景観など、次の世代に引き継いでいきたい景観資源が豊富に存在しています。

また、市街地には、中低層建築を主体とする住宅地景観、大規模な工場からなる工業地景観、幹線道路沿道や鉄道駅周辺などにおける商業地景観があります。

これらの多様な景観特性を有することが本市の特徴であり、めざすべき色彩景観も一様ではないため、それぞれの景観特性に応じて色彩景観づくりを行うことが重要です。

② 色彩による景観特性に応じた区分と色彩誘導の方向

鈴鹿市景観計画における景観類型の区分をもとに、現地での色彩調査の結果などを踏まえて、色彩ガイドラインでの景観特性の区分を次のように設定します。

色彩ガイドラインにおける景観特性の区分

(1) 山地・農地・河川

背景となる山なみや丘陵地など自然の景観と調和する色彩への誘導を図ります。

(2) 海岸

明るく開放的な海岸景観と調和する色彩への誘導を図ります。

(3) 歴史的まちなみ

旧宿場町周辺に残る町家などの景観と調和する色彩への誘導を図ります。

(4) 住宅地

良好な住宅地景観の形成に向けて、落ち着いた色彩への誘導を図ります。

(5) 工業地

良好な工業地景観の形成に向けて、明るく親近感のある色彩への誘導を図ります。

(6) 商業地

賑わいや魅力ある商業地景観の形成に向けて、色彩誘導を図ります。

景観計画の類型区分

・鈴鹿山脈及び山麓
・丘陵地 ・平野部水田地
・里山水田地 ・河川
・緑の中心核 (通称: セントラルグリーン)

・海岸

・歴史的・文化的景観資源

・住宅地

・工業地

・駅前商業地
・商業地

なお、「(6) 商業地」については、賑わいや個性の創出など個性に応じた色彩の使用が望まれることから、本色彩ガイドラインでは具体的な推奨色の設定を行わないこととします。

③ 色彩ガイドラインの見方

次項以降では、景観特性の区分ごとに「①色彩の特徴」と「②望ましい色彩（推奨色）」、施設用途ごとに「望ましい色彩（推奨色）」を示しています。

「①色彩の特徴」では、それぞれの区分における良好な景観を分析することで、その景観を構成している色彩を整理しています。

建築物等の規模に関わらず、建築物等の建築や外壁の塗り替え時など、良好な景観と調和した色彩を考える際に参考とすることができます。

「②望ましい色彩（推奨色）」は、「①色彩の特徴」において整理した内容をもとに、それぞれの区分における景観と調和した望ましい色彩を示しています。景観形成基準の遵守事項で示した使用可能な色彩の範囲は、鈴鹿市全域で共通した必要最低限のものです。ここでは、それぞれの区分の特性に応じた、より細やかな色彩の範囲を定めています。

望ましい色彩（推奨色）は、届出対象行為に該当する大規模な建築物等を対象とし、周辺の景観との調和を判断する際の景観形成基準の協議事項となります。

なお、中高層建築物などについて、形態や施設用途に応じた望ましい色彩を定めていますので、留意してください。

<色彩に関する景観上の配慮事項・景観形成基準の遵守事項（市全域）>（再掲）

建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。

【外観に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）】

使用する色相	使用可能な彩度
R, YR, Yの場合	6以下
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下

(4) 景観特性に応じた望ましい色彩

1) 山地・農地・河川

① 色彩の特徴

■ 代表的な山地・農地・河川の景観

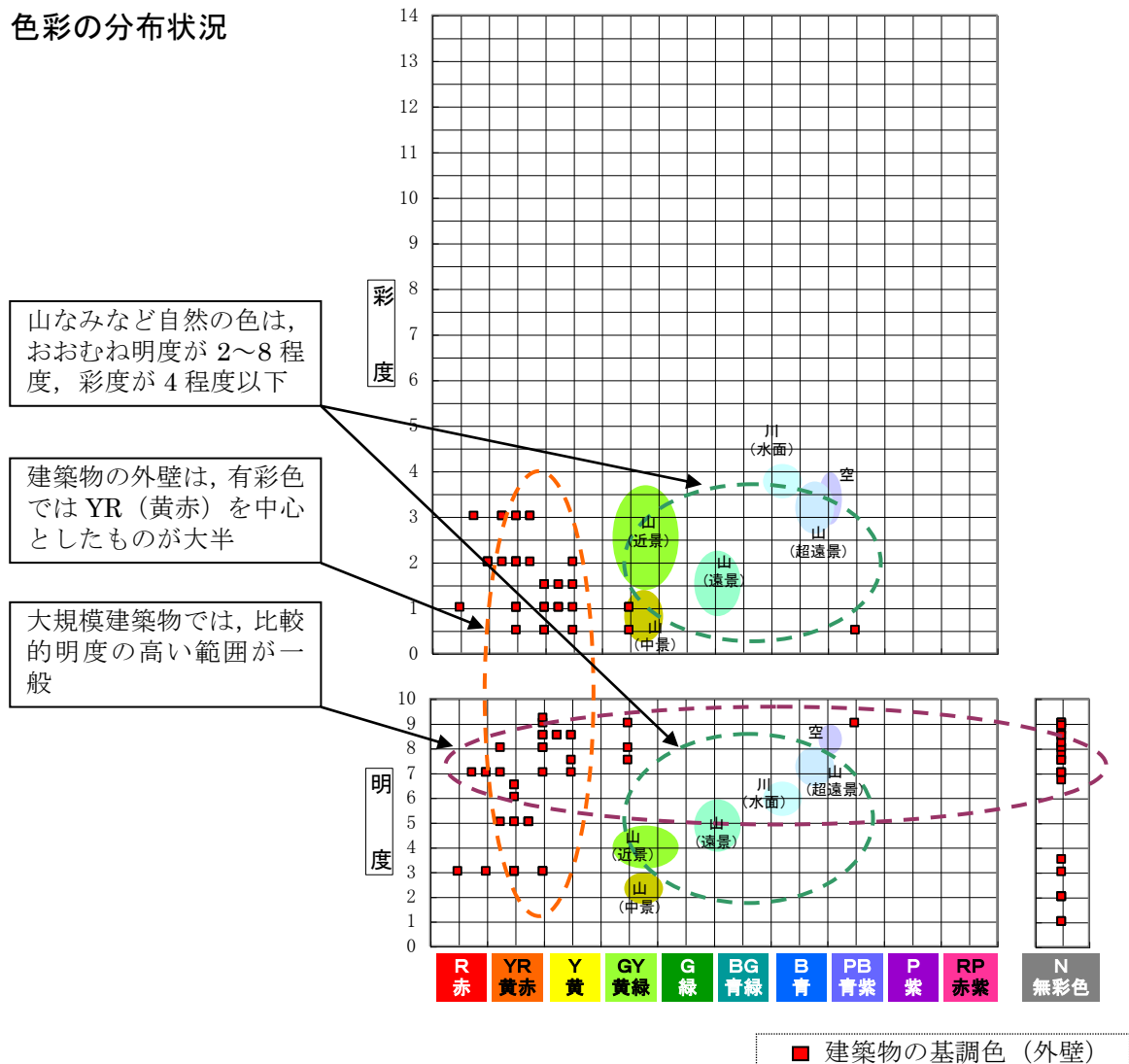


○山なみなどの色彩は、季節によって移り変わるとともに、対象までの距離や時間帯などによっても変化しますが、おおむね明度が2～8程度、彩度が4程度以下となっています。

○丘陵地、水田地帯等の既存集落において、建築物の外壁は、色相ではY R（黄赤）を中心としたものが大半を占めています。また、古くからの建築様式である杉の焼板を用いた外壁が比較的多く見られ、全体としてY R（黄赤）を中心とした色相で構成されていますが、彩度・明度とも低いため、黒っぽい色彩となっています。

- 杉の焼板を用いた外壁は、集落から離れたところでも一般に見られ、鈴鹿らしい落ち着いたある田園景観を演出する要素にもなっています。
- 丘陵地、水田地帯等に立地する大規模建築物では、比較的明度が高く、彩度の低い色彩が、基調色として一般に用いられています。

■ 色彩の分布状況



② 望ましい色彩 (推奨色)

- 山地・農地・河川といった自然的景観が中心となる地域では、自然的景観の妨げとならないよう、大規模な建築物等の色彩は控えめにすることが望まれます。
- 建築物などの色彩として一般に用いられる、YR(黄赤)を中心とした色相では、明度、彩度を周囲の自然のトーンと合わせることで調和を図ることができますが、その他の色相では違和感が生じやすいため、彩度をさらに抑えるようにします。
- 住宅などの外壁には杉の焼板の明度の低い色彩が見られますが、こうした色彩は

重厚な雰囲気があるため、大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。

■ 山地・農地・河川景観の推奨色

使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
Rの場合	5～8程度	2程度以下
YR～2.5Yの場合		3程度以下
その他の場合		2程度以下

■ 建築物（外壁基調色）の色彩例



【参考】大規模建築物の色彩シミュレーション②

建築物の外壁色として、上の写真は明度が高め（8程度）で、周辺の自然的景観に溶け込んで見えます。一方、下の写真はCG（コンピュータグラフィックス）で明度を低くしたのですが、建築物が重厚な雰囲気となり、威圧感も感じられます。

推奨色は、大規模な建築物等を対象としているため、長大な外壁などで使用した場合に周囲の景観に影響を与えるおそれのある低明度色などは、推奨範囲から除外しています。



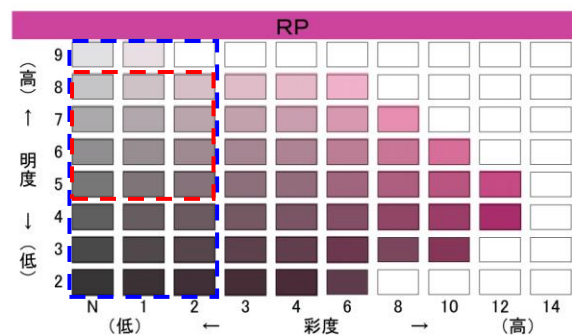
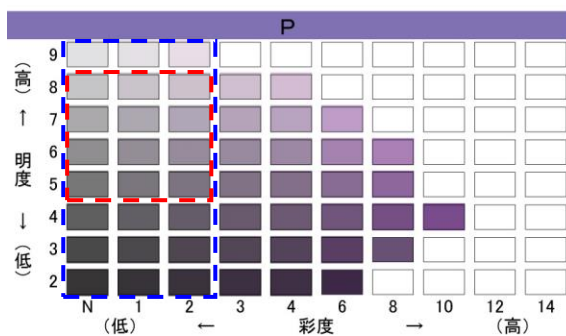
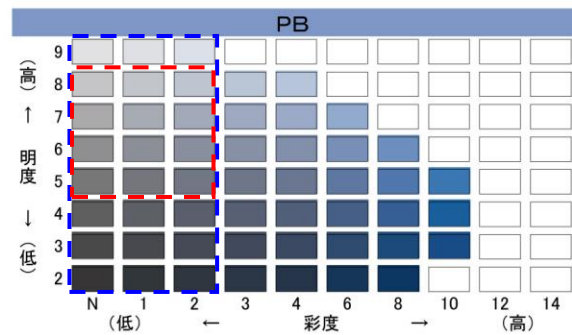
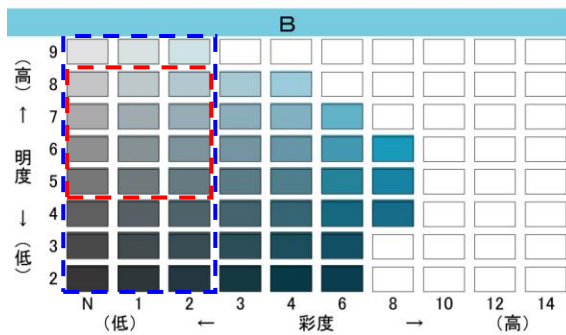
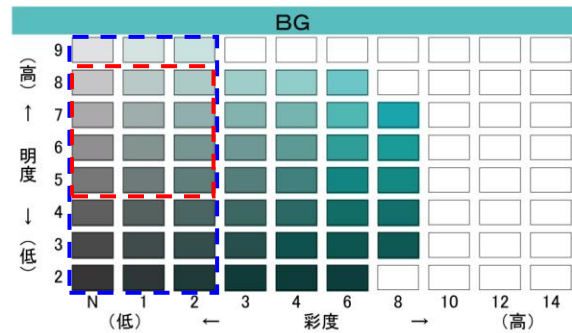
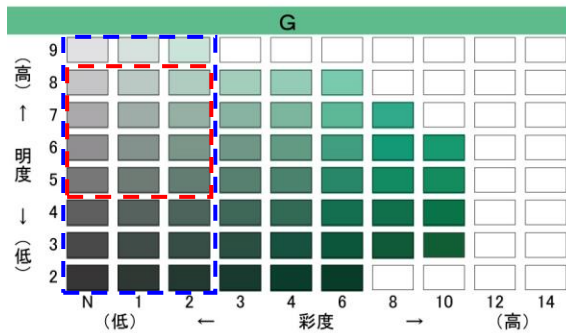
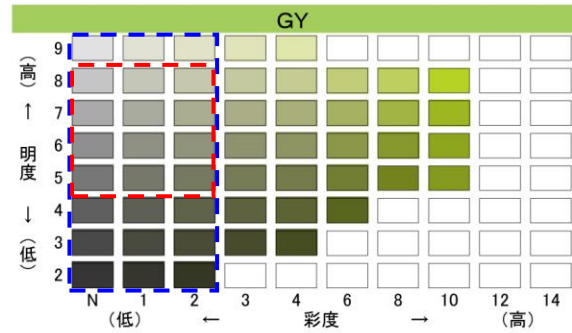
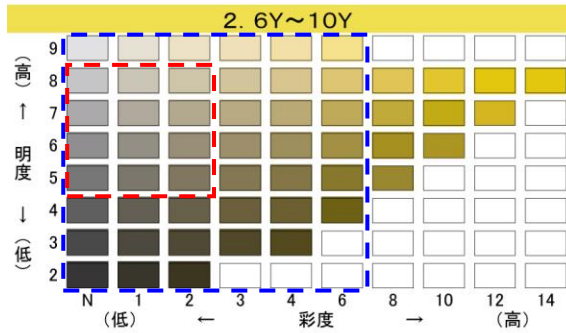
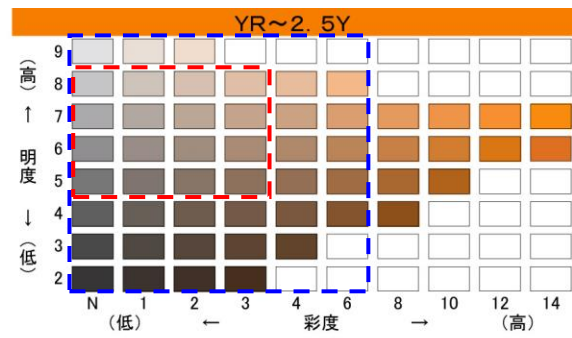
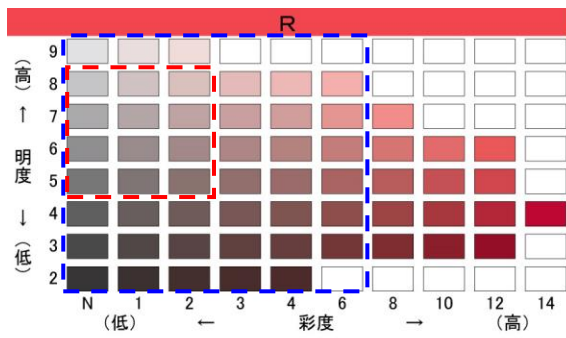
外壁の基調色に比較的高い明度の色彩が用いられ、周辺の自然的景観と調和している。



基調色に低明度色を用いた場合には、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれがある。

注) 実際の写真では、ロゴ（社名）の消去など一部加工処理をしています。

【山地・農地・河川景観における建築物等の推奨色】



 推奨色
 景観形成基準

2) 海岸

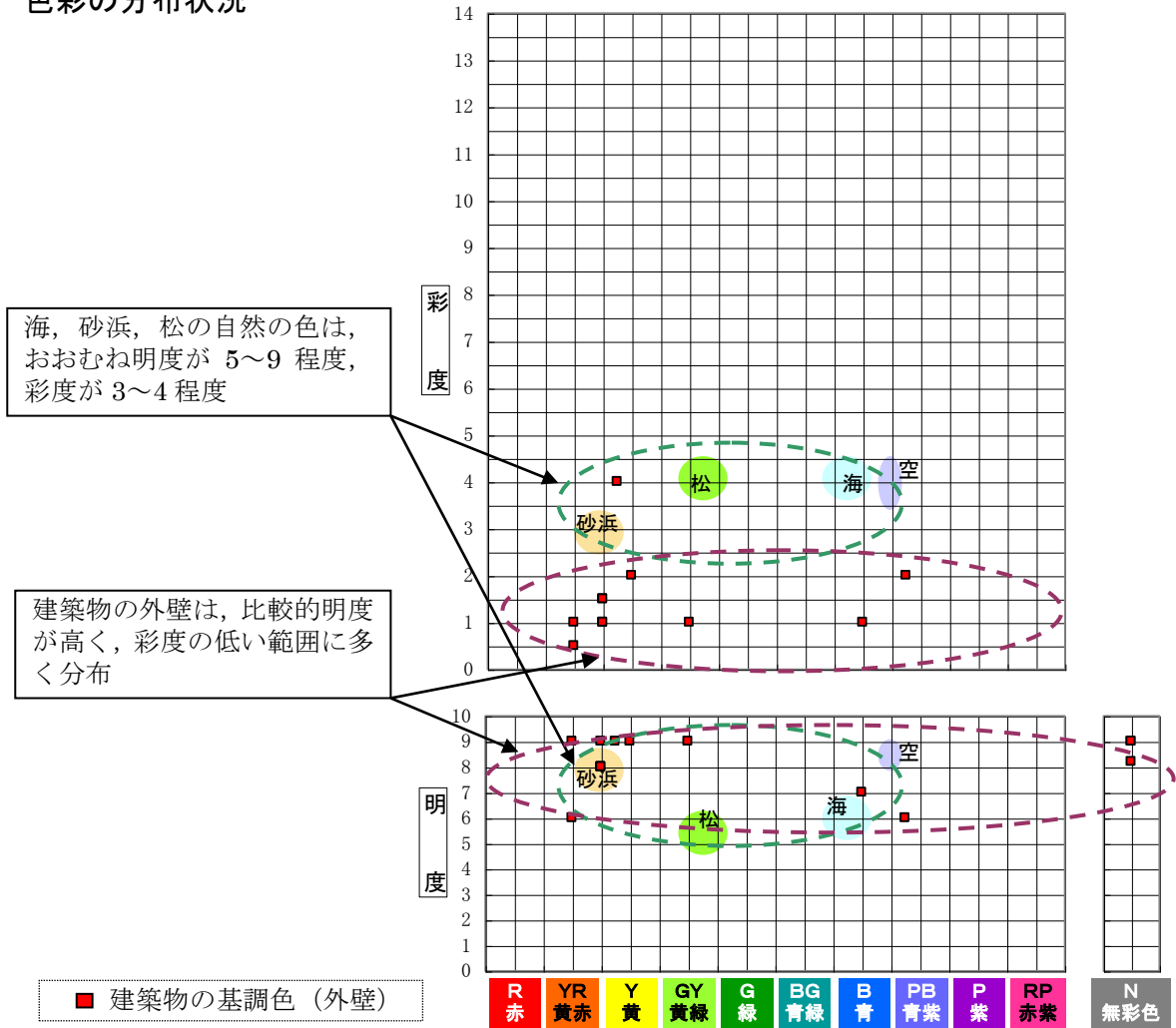
① 色彩の特徴

■ 代表的な海岸の景観



- 海岸部の主要な自然的要素である海や砂浜などは、比較的明度が高く（おおむね5～9程度）、これらが開放的で明るいイメージを演出しています。一方、彩度はさほど高くなく、おおむね3～4程度となっています。
- 周辺の建築物は、海岸部の明るいイメージに合わせて、明度が高く、彩度の低いものが多くなっています。
- 海岸沿いの既存集落は、建築物の外壁はY R（黄赤）を中心とする色相で、「(1)山地・農地・河川」に示した集落と同様の色彩となっています。

■ 色彩の分布状況



② 望ましい色彩 (推奨色)

- 大規模な建築物等は, 明るく開放的な海岸景観になじんだ色彩とすることが望まれます。そのため, 海, 砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし, これらの自然的景観を阻害することがないように, 建築物などの色彩は控えめにすることが望まれます。
- 建築物などの色彩として一般に用いられる, YR (黄赤) を中心とした色相では, 明度, 彩度を周囲の自然のトーン (おおむね明度 5~9 程度, 彩度 3 程度以下) と合わせることで調和を図ることができますが, その他の色相では違和感が生じやすいため, 彩度をさらに抑える (彩度 2 程度以下) ようにします。

■ 海岸景観の推奨色

使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
Rの場合	5～9程度	2程度以下
YR～2.5Yの場合		3程度以下
その他の場合		2程度以下

■ 建築物（外壁基調色）の色彩例



〔10YR9/1〕



〔上部：10YR8/1.5〕
〔下部：2.5PB6/2〕



〔上部：5Y9/2〕
〔下部：5YR6/1〕

【海岸景観における建築物等の推奨色】



3) 歴史的まちなみ

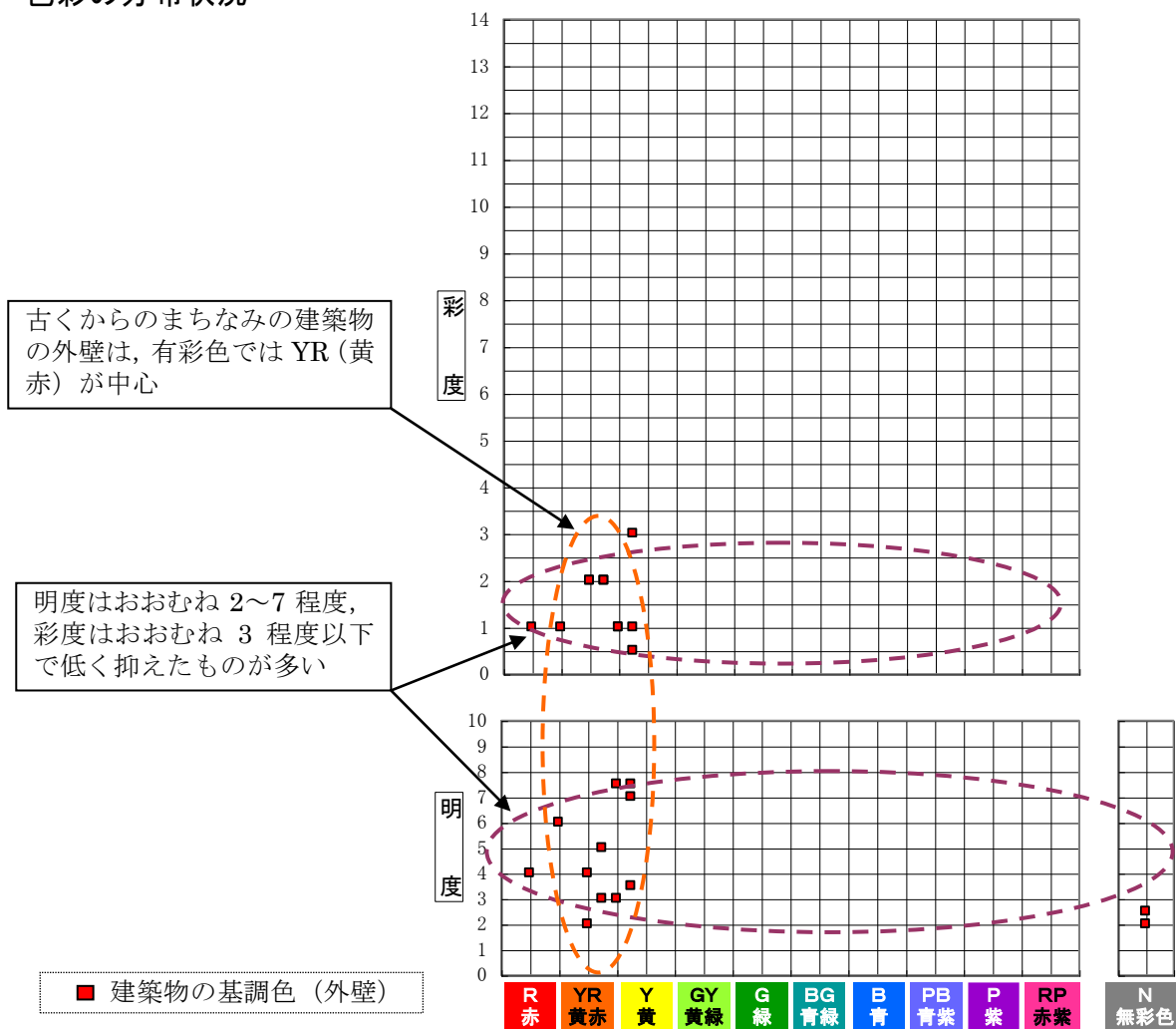
① 色彩の特徴

■ 代表的な歴史的まちなみの景観



- 歴史的まちなみを構成する民家などの建築物は、古くからの外壁材である杉の焼板が多く用いられ、これらの色相はY R（黄赤）が中心で、明度、彩度とも低く、全体として黒っぽい色彩となっています。
- 歴史的まちなみの中で、近代的な住宅に建て替えられるところも随所に見られ、明度や彩度の比較的高い色彩が用いられることで、色彩的にもまちなみの連続性が失われつつあります。

■ 色彩の分布状況



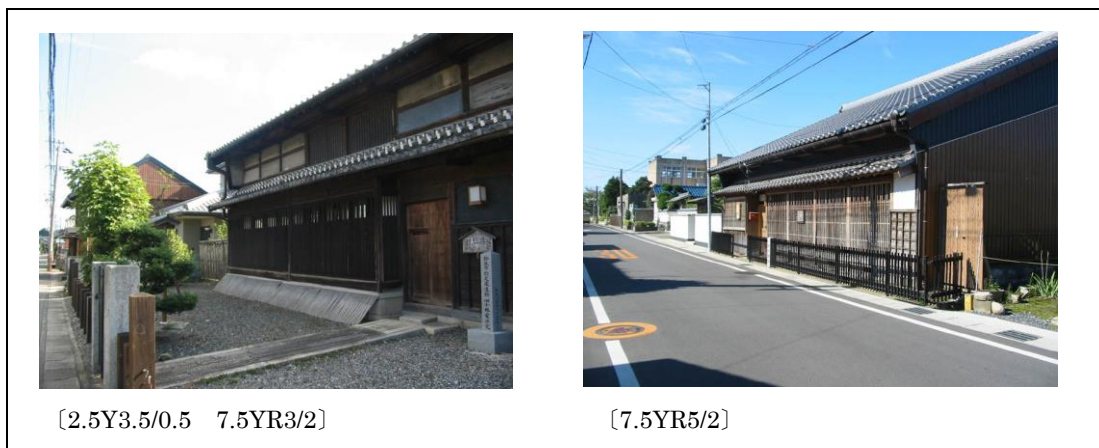
② 望ましい色彩 (推奨色)

- 歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。
- 歴史的まちなみの色相は、Y R (黄赤) が中心で構成されているため、その他の色相を用いる場合には、違和感を生じさせないように、彩度をできる限り抑えるようにします。
- マンションなどの大規模建築物を計画する場合には、空が背景となる高層部に明度の低い色彩を用いると、まちなみから突出して見えるため、低層部には低い明度を、高層部はやや明るめの明度を用いるなど、周辺との調和に十分配慮することが大切です。

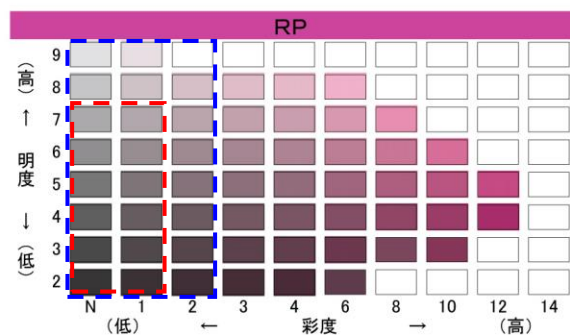
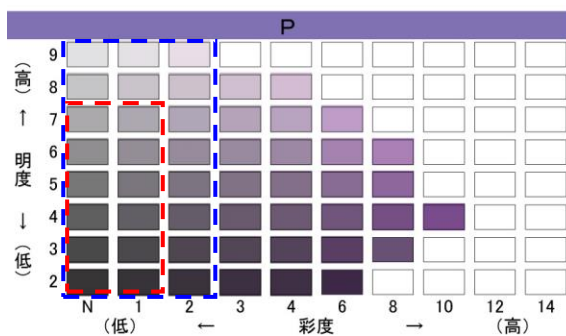
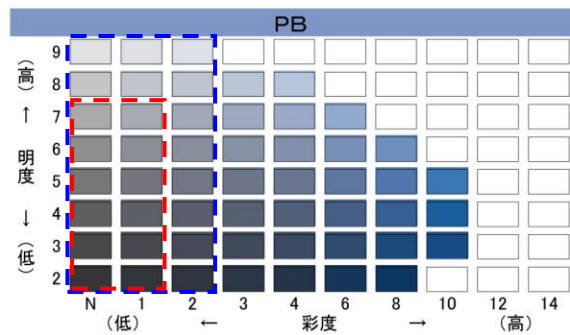
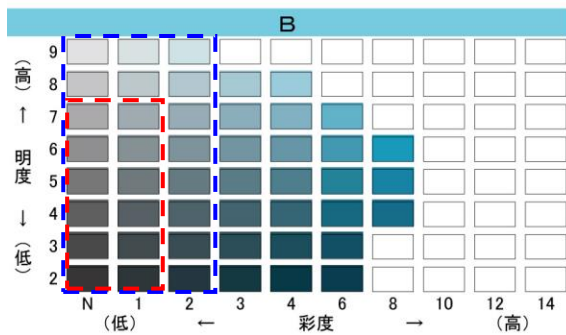
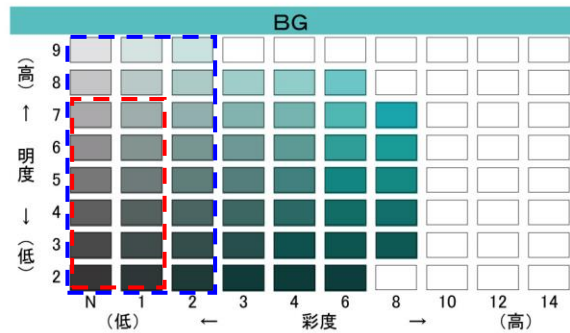
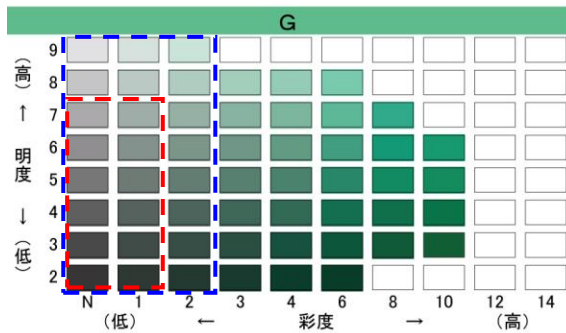
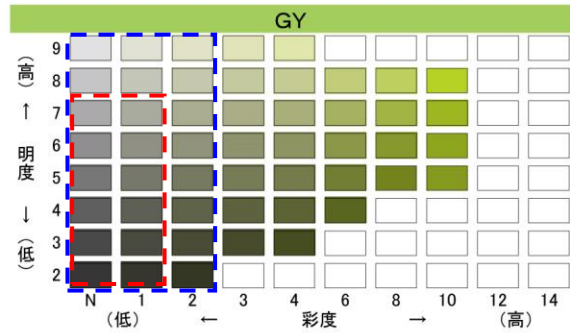
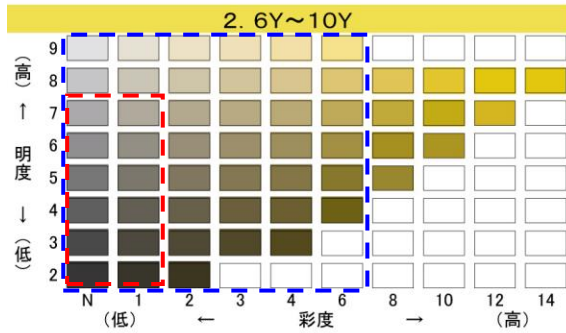
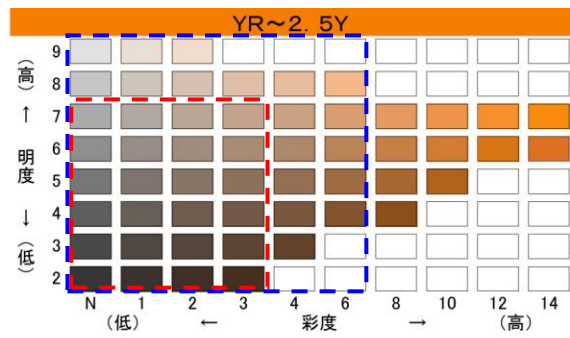
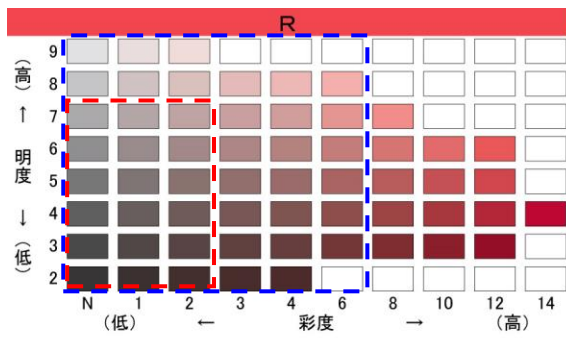
■ 歴史的まちなみ景観の推奨色

使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
Rの場合	2～7程度	2程度以下
YR～2.5Yの場合		3程度以下
その他の場合		1程度以下

■ 建築物（外壁基調色）の色彩例



【歴史的まちなみ景観における建築物等の推奨色】



 推奨色
 景観形成基準

4) 住宅地

① 色彩の特徴

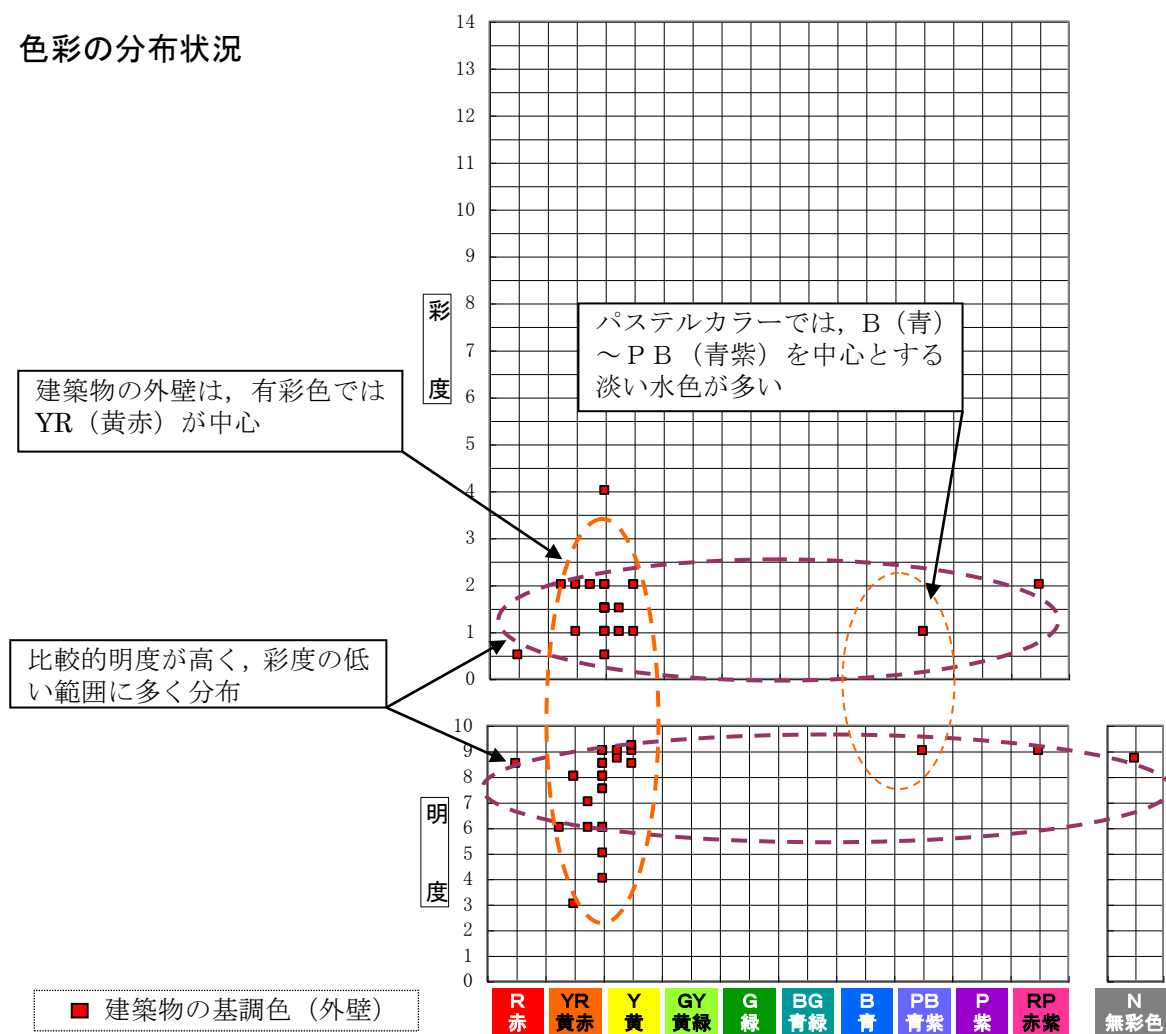
■ 代表的な住宅地の景観



○住宅の外壁には、木や土など日本で古くから用いられた建築材料の色に近いY R（黄赤）を中心とした色相で、彩度が低く、明度の高い色彩が多く用いられています。

○洋風建築の増加や多様な建築材料の普及により、いわゆるパステルカラーが外壁などの基調色に用いられる住宅も一般に見られるようになってきました。パステルカラーは、明度が高く彩度の低い色調ですが、Y R（黄赤）を中心とした色相以外では、B（青）～P B（青紫）を中心とする淡い水色が比較的多く見られるものの、その他の色相（ピンク、薄緑など）は外壁にはあまり多く見られません。

■ 色彩の分布状況



② 望ましい色彩 (推奨色)

- 住宅地は日常生活の場であるため、目立ちすぎないように、周辺の色相との調和を大切にしましょう。これは、住宅地内に店舗などを設ける場合も同様です。
- 暖かみがあり落ち着いた雰囲気を持つ住宅地の景観となるよう、外壁には YR (黄赤) を中心とした色相で、彩度を低く抑えた色彩を使用することが望まれます。また、明度はやや高めの色を用いた方が、周辺と調和しやすいでしょう。
- パステルカラーなどで、一般的に多く用いられている YR (黄赤) 以外の色相を選ぶ場合には、まちなみとしての調和を乱すおそれがあるため、特に彩度を低く抑えることが望まれます。

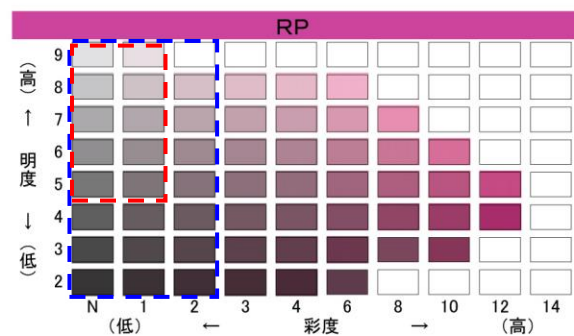
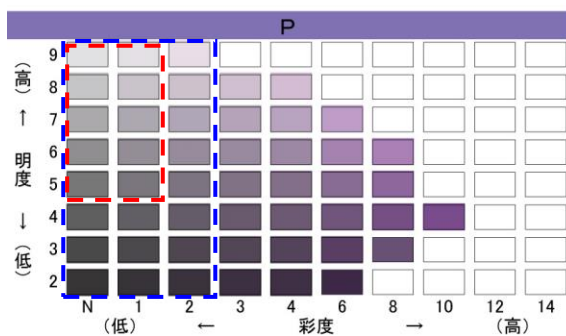
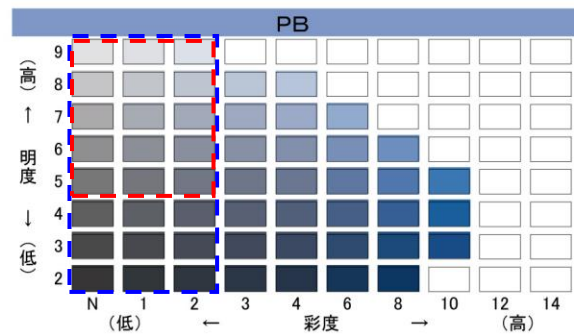
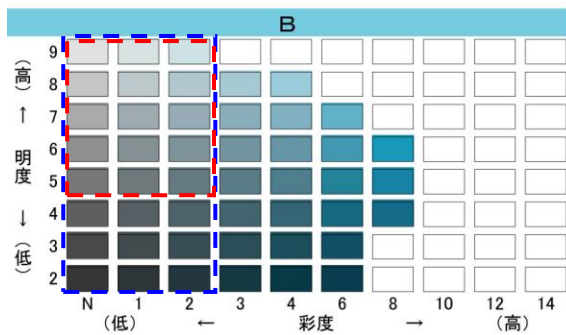
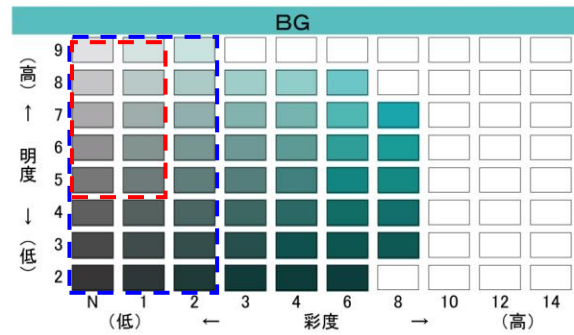
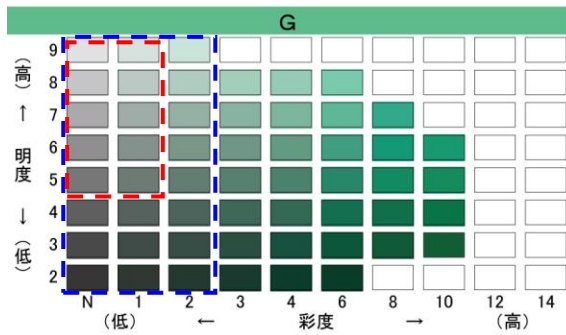
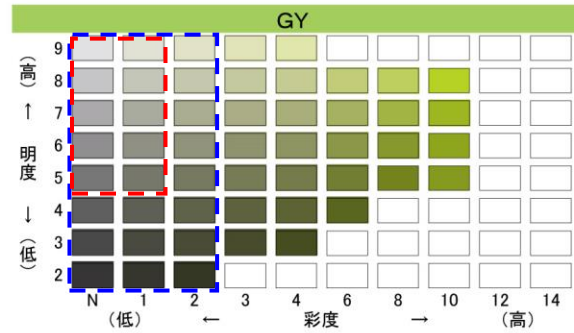
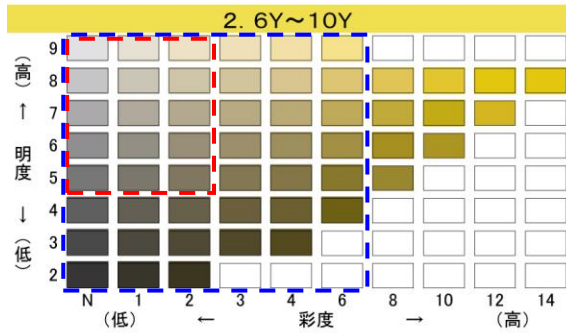
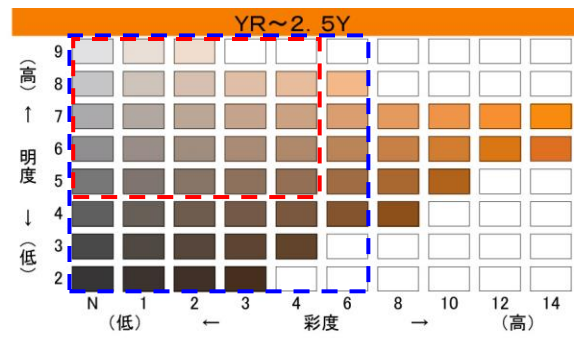
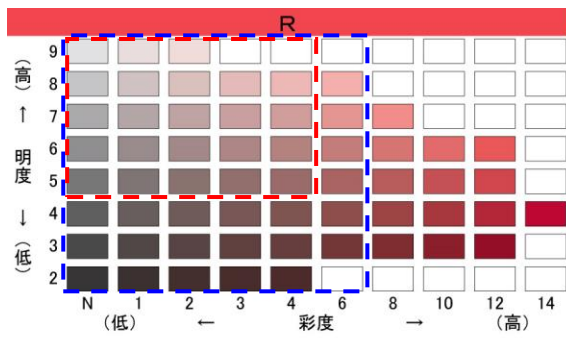
■ 住宅地景観の推奨色

使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
R～2.5Yの場合	5～9程度	4程度以下
2.6Y～10Yの場合		2程度以下
B～PBの場合		2程度以下
その他の場合		1程度以下

■ 建築物（外壁基調色）の色彩例



【住宅地景観における建築物等の推奨色】



 推奨色
 景観形成基準

5) 工業地

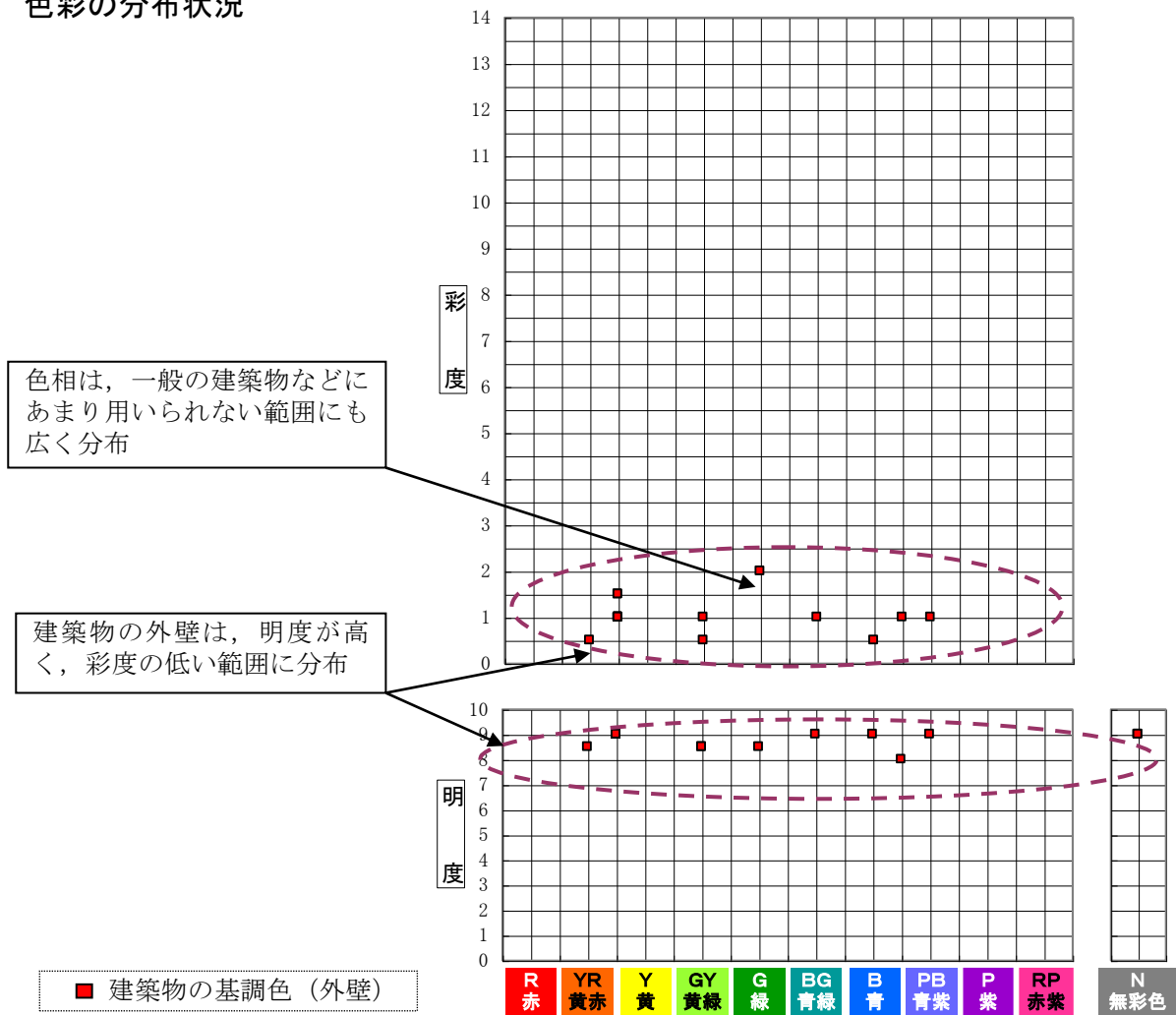
① 色彩の特徴

■ 代表的な工業地の景観



- 市内には大規模な工場が多数立地し、鈴鹿らしい市街地景観の特徴のひとつとなっています。
- 工場の外壁の色彩は、一般の建築物に見られる無彩色やYR（黄赤）を中心とした色相以外に、B（青）、GY（黄緑）などの色相も見られますが、いずれも明度が高く、彩度の低い色彩が用いられるなど、明るく親しみやすいトーンにまとめられています。
- 単調な外観とならないよう、アクセントカラーなどを効果的に使用し、建物ごとに色相に変化を付けている例も多く見られます。

■ 色彩の分布状況



② 望ましい色彩 (推奨色)

○明るく親しみやすい工業地景観を演出するため、工場などの外壁には、明度は高めで彩度は低く抑えた色彩を使用することが望まれます。

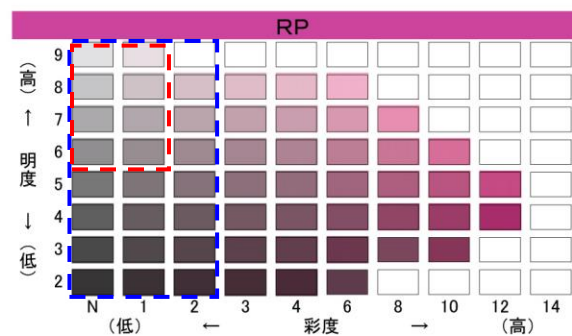
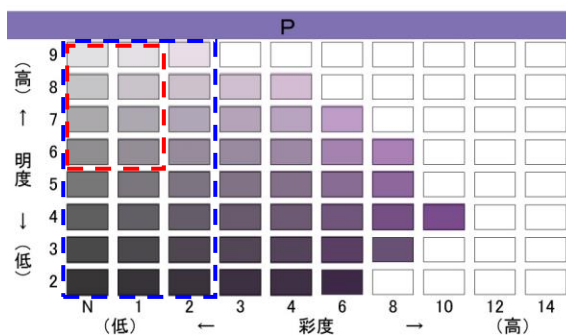
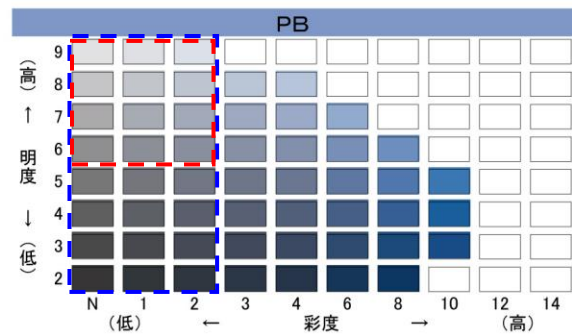
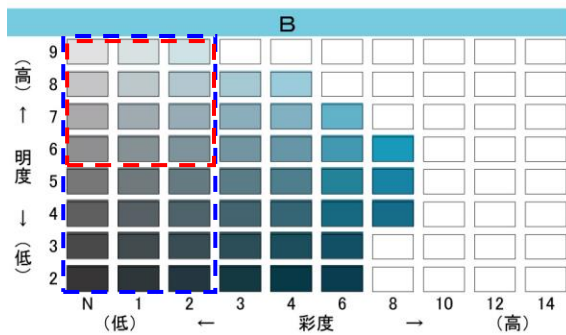
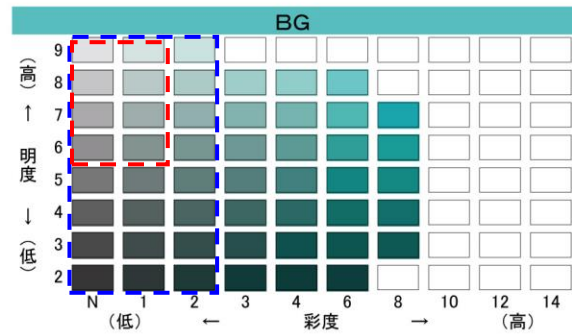
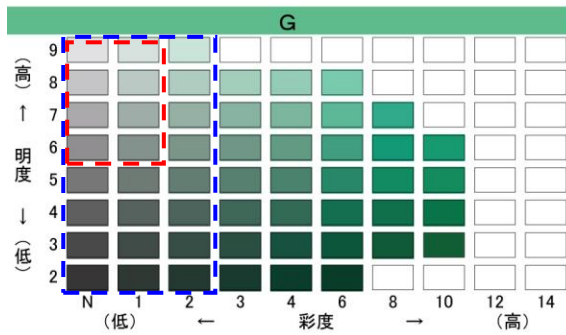
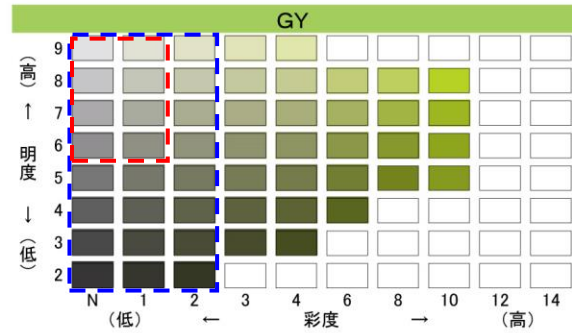
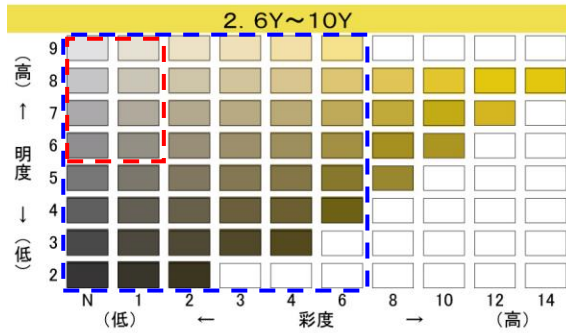
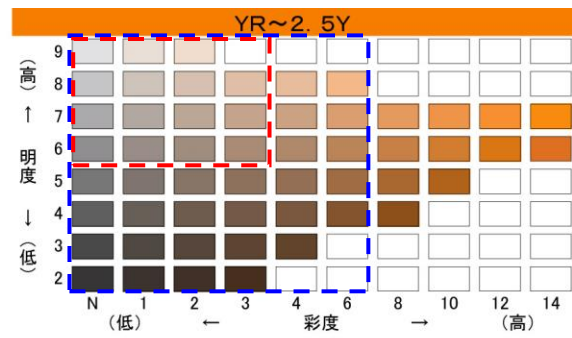
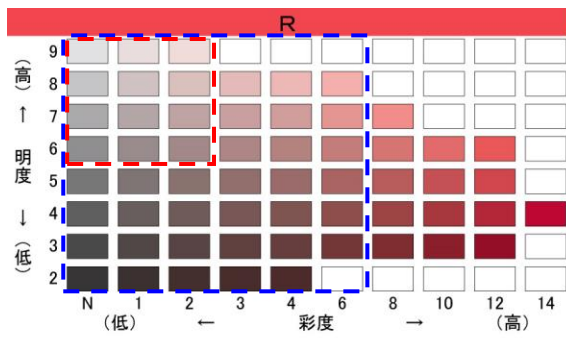
■ 工業地景観の推奨色

使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
Rの場合	6～9程度	2程度以下
YR～2.5Yの場合		3程度以下
B～PBの場合		2程度以下
その他の場合		1程度以下

■ 建築物（外壁基調色）の色彩例



【工業地景観における建築物等の推奨色】



 推奨色 景観形成基準

(5) 形態や施設用途に応じた望ましい色彩（推奨色）

①中高層建築物

中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮をする必要があります。

②大規模工業施設

大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうるおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。

③長大な壁面を持つ建築物

長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。

【資料】届出書の様式等

第1号様式の3（第3条関係）

（表）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類 ()				
(3) 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目的					
(4) 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
事前相談番号						
行為の着手予定 年月日		年 月 日		行為の完了予定 年月日		
連絡先	所在地及び 電話番号	所在地 電話番号 () —				
	名称及び 担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

(裏)

備考

- 1 届出書は正副2部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 4 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 7 ※印の欄は、記入しないでください。

(表)

行為の内容（建築物の新築，増築，改築，移転，外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 （該当行為に○を付けてください。）			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
	素材					
			届出部分	既存部分	合計	
	敷地の緑化		緑地面積 m ²	m ²	m ²	
	樹種等					
	その他					
外観の変更（修繕模様替）・色彩の変更	(対象建築物)		変更割合	変更後	変更前	
	屋根	外観面積 _____ m ²	色彩	%/面		
		建築面積 _____ m ²		素材	%/面	
	延べ面積 _____ m ²	外壁	色彩		%/面	
	高さ _____ m			素材	%/面	
構造 _____						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。
()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5 Y R 3 / 3)、淡い黄緑色(2. 5 G Y 8 / 2)、薄いグレー(N 7. 5)、薄いアイボリー(5 Y 8 / 1. 5)等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明に関する事等。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容 (工作物の新設, 増築, 改築, 移転, 外観の変更又は色彩の変更)

工作物の種類		(鈴鹿市景観規則第7条第1項第 号該当)				
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください。)		届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		
	築造面積	m ²	m ²	m ²		
	高さ	() m	() m	() m		
	構造					
	仕上げ		届出部分		既存部分	
		色彩				
		素材				
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計	
		緑地面積	m ²	m ²	m ²	
		樹種等				
		その他				
	彩の変更 外観の変更(修繕・模様替)・色	(対象工作物)	色彩	変更割合	変更後	変更前
		・外観面積 _____ m ²				
・築造面積 _____ m ²		%/面				
・高さ _____ m	素材	%/面				
・構造 _____						
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、鈴鹿市景観規則第7条第1項に該当する号番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、淡い黄緑色（2. 5 G Y 8 / 2）、薄いグレー（N 7. 5）、薄いアイボリー（5 Y 8 / 1. 5）等）。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「その他」欄には、鈴鹿市景観計画の景観形成基準に定める「その他（夜間の照明に関すること等）」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

(表)

行為の内容（土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積^{たい}）

土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____ m ²	変更後の土地の形状	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ _____ m 長さ _____ m 勾配 _____ %	のり 法面等の外観 緑化の方法	
土石の採取， 鉱物の掘採	土地の面積 _____ m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ _____ m 長さ _____ m 勾配 _____ %	跡地の緑化の方法等	
屋外における 土石，廃棄物， 再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____ m ²	物件の種類	
	たい 堆積又は貯蔵の高さ 高さ _____ m	たい 堆積又は貯蔵の位置・方法 遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取、鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙、添付する図書等に記入してください。

第2号様式（第9条関係）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(宛先)

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
	年 月 日 鈴 一 号
2	行為の場所
3	事前相談番号
4	設計又は施行方法の変更の概要
	〔変更前〕
	〔変更後〕
5	変更理由

備考 変更届出書は、正副2部提出してください。

設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

第5号様式（第12条関係）

（表）

鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

（宛先）

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

鈴鹿市景観づくり条例第8条の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		種類 ()				
(3) 土地の開墾, 土石の採取, 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	目的					
(4) 屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
行為の着手予定 年月日		年 月 日	行為の完了予定 年月日	年 月 日		
連絡先	所在地及び 電話番号	所在地 電話番号 () -				
	名称及び担当者名	名称	担当者名			
※受付欄				※処理欄		

(裏)

備考

- 1 申出書は，正副2部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて，第1号様式の別紙1，別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 4 「申出者」は建築主又は施主の住所，氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は，該当する番号及び記号を○で囲んでください。また，建築物にあっては用途（例：事務所，賃貸共同住宅，共同商業施設，工場，パチンコ店等）を，工作物にあっては種類（例：煙突，鉄柱，高架水槽，アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 「連絡先」欄は，申出内容の照会先として，申出者以外の者（設計者，施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 7 ※印の欄は，記入しないでください。

第5号様式の2（第12条関係）

事前相談終了申出書

年 月 日

（宛先）

申出者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

鈴鹿市景観規則第12条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の場所	
事前相談番号	
申出理由	
備考	

第5号様式の4（第12条関係）

鈴鹿市景観計画区域内における変更行為の事前相談申出書

年 月 日

（宛先）

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

鈴鹿市景観規則第12条第7項の規定により、次のとおり申し出ます。

1	鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
	年 月 日 鈴 ー 号
2	行為の場所
3	事前相談番号
4	設計又は施行方法の変更の概要
	[変更前]
	[変更後]
5	変更理由

備考 変更行為の事前相談申出書は、正副2部提出してください。
設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

第10号様式（第17条関係）

鈴鹿市景観計画区域内における行為完了（中止）届

年 月 日

(宛先)

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

鈴鹿市景観規則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	鈴 一 号
行為届出日	年 月 日
行為の場所	
事前相談番号	
行為の種類	
行為着手日	年 月 日
行為完了（中止）日	年 月 日
行為を中止したときはその理由	

備考 完了届においては、完了時点での外観・外構等のわかるカラー写真（2方向以上から撮影したもの）を添付してください。

(参考様式)

委 任 状

代理人

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先(電話番号) _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 鈴鹿市景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ 鈴鹿市地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱第 3 条の規定による景観協議に関する業務
- ・ その他これらに付随する業務

年 月 日

委任者

住所

氏名

印